

《「VBA 法人税確定申告書」システムの法人税申告書・別表について》

「VBA 法人税確定申告書」システムのデータ入力用フォーム、表示と印刷用のエクセルのシートの説明になります。
令和 08 年版システムは、令和 08 年 4 月 1 日から令和 09 年 3 月 31 日までの間に終了する事業年度と令和 08 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度（令和 09 年 3 月 31 日決算）の防衛特別法人税の計算に対応します。
法人税申告書と別表および摘要額明細書、勘定科目内訳書と事業概況説明書は令和 08 年 9 月 24 日以降の国税システムの更改による AI-OCR 新様式に対応しました。（法人税額の税額控除明細書や外国税額控除など使用頻度が低い AI-OCR 様式はバージョンアップで順次対応予定になります。）
資本金や出資金が 1 億円超の大法人の法人税と法人地方税および消費税と地方消費税の電子申告は対応しません。

■ 「VBA 法人税確定申告書」のメインメニュー

このシステムのメインメニューは「開始」「編集」「表示」「印刷」「ヘルプ」「HP 情報」「終了」のコマンドボタンの構成になっています。

システムのメインメニュー

法人税 確定申告書 令和08年版		VER 5.25	法人名	サンプルデータ株式会社
令和08年4月1日以後終了事業年度		システム有効期限 令和09年3月31日終了事業年度		
開 始	システム設定	データの削除・ファイル保存と読込処理		
編 集	データの編集	法人税確定申告書・別表・法人地方税データの入力		
表 示	シートの表示	法人税確定申告書・別表・法人地方税データの表示		
印 刷	シートの印刷	法人税確定申告書・別表・法人地方税データの印刷		
ヘルプ	システム説明	システムの使用方法の説明と注意事項(PDF)		
HP情報	HP・最新情報	ホームページの表示とシステムの最新情報		
終 了	システム終了	データの保存とシステムの終了処理		

○「開 始」

使用者データの登録、データの削除、ファイルへの保存と読込ができます。

○「編 集」

法人税・地方法人税確定申告書、適用額明細書、法人道府県民税・事業税・特別法人事業税申告書と法人市町村民税申告書のデータの登録と編集を行います。

○「表 示」

法人税・地方法人税確定申告書の別表 1 から別表 16、適用額明細書、法人道府県民税・事業税・特別法人事業税申告書と法人市町村民税申告書の Excel ワークシートを表示します。

○「印 刷」

法人税・地方法人税確定申告書の別表 1 から別表 16、適用額明細書、法人道府県民税・事業税・特別法人事業税申告書と法人市町村民税申告書の Excel ワークシートを印刷します。

○「ヘルプ」

システムの使用方法や法人税と法人地方税の計算について簡単に説明した PDF ファイルを開きます。

○「HP 情報」

Soft-j.com のホームページを表示して、システムの最新情報とエラー情報の確認ができます。

○「終 了」

「終了」ボタンでシステムを終了して Excel に戻ります。
データを保存してから Excel の設定を元に戻しますので、システムの終了時は必ずこのボタンを使用してください。

■ システムのご利用と注意事項について

《システムのご利用について》

このシステムは、データ入力用のユーザーフォームと表示と印刷用のエクセルのワークシートにより構成されています。

このシステムの利用には、Microsoft 社の Excel 2024/2021 が必要になります。

このシステムは、Excel のマクロを有効にしないと使用できないため、Excel のマクロを有効にする方法は、「マクロを有効にする方法.pdf」ファイルをダウンロードして確認してください。

《システムの使用許諾書について》

このシステムをご利用いただくには、下記の「システムの使用許諾書」に同意をしていただくことが使用条件となっていますのでご了承ください。

1) システムの使用期限

令和 08 年版のシステムの使用期限は、使用開始日から令和 09 年 3 月 31 日終了事業年度(令和 08 年 4 月 1 日以後開始事業年度)までとなっています。

このシステムは使用期限の経過後は使用することができません。

2) 著作権および所有権

本システムの著作権および所有権は Soft-j.com が所有します。

3) 使用権

本システムの使用権は、使用者が所有する一台のコンピュータで使用することを意味します。

本システムの使用権は、いかなる方法によっても第三者に譲渡および貸与することはできません。

本システムを制作者の許可なく、ホームページ、雑誌などへの掲載をすることはできません。

4) 免責事項の明示

本システムが使用できないことまたは本システムの使用および使用結果について、使用者および第三者の直接的および間接的ないかなる損害に対しても、本システムの制作者ならびに掲載者は一切の責任を負いません。

計算誤りまたは印刷誤りがないか必ず使用者自らによって確認していただき、本システムによって発生した計算誤りまたは印刷誤りは、使用者の責任で対処していただくという原則で使用して下さい。

損害の可能性について、制作者が事前に知られていた場合でも同様とします。

あらゆる損害に対する免責をご承諾いただくことを使用条件とします。

《システムの注意事項について》

1) ファイル名の変更について

システムのファイル名は変更しないでそのまま使用してください。

ファイル名を変更すると「『Microsoft Visual Basic』実行時エラー'9':インデックスが有効範囲にありません。」という VBA エラーが発生します。

2) IME モードの設定について

日本語の IME モードのため、数値入力で半角の入力モードが不安定になる場合があります。

入力用ユーザーフォームの数値の入力欄は、自動的に半角モードになるように設定します。

しかし IME を全角モードのままで入力用ユーザーフォームを開くと、数値入力の IME の動作が不安定になる。入力用ユーザーフォームを開く際には、必ず IME の全角モードを OFF にしてから開く必要があります。

Excel 2019 2016 2013 2010 のサポート終了について

マイクロソフト社による Excel2010 のサポートは令和 02 年 10 月で終了しています。

マイクロソフト社による Excel2013 のサポートは令和 05 年 04 月で終了しています。

マイクロソフト社による Excel2016 のサポートは令和 07 年 10 月で終了しています。

マイクロソフト社による Excel2019 のサポートは令和 07 年 10 月で終了しています。

このサポート終了により Excel2019 2016 2013 2010 での動作の保証はできません。

このシステムの仕様は、ユーザー様からの機能追加および仕様変更のご要望により予告なく変更することがありますのでご了承ください。

《システムのダウンロードとライセンス料金のお振込みについて》

システムの最新版の Excel ファイルは [soft-j.com](https://www.soft-j.com) のダウンロードサイトから入手することができます。
ライセンス料金のお振込みについては [soft-j.com](https://www.soft-j.com) の銀行振込のご案内またはベクターシェアレジを利用することができます。

最新版のシステムは以下のダウンロードサイトから行ってください。

<https://www.soft-j.net/download.html>

ライセンス料金のお振込みについては以下のサイトで確認してください。

<https://www.soft-j.net/soukin.html>

《「セキュリティリスク」のメッセージバーへの対応について》

インターネットからダウンロードしたマクロ付きの Excel ファイルを開くと、マクロは実行されずにブロックされて「セキュリティリスク」のメッセージバーが表示されます。

Excel により「セキュリティリスク」メッセージバーが発生して VBA がブロックされる場合の対応は、以下の PDF ファイルまたはマイクロソフト社サイトでご確認をお願いします。

<https://learn.microsoft.com/ja-jp/deployoffice/security/internet-macros-blocked>

https://www.soft-j.net/release/security_risk.pdf

● 請求書・領収証の発行について

大変申し訳ありませんが、銀行振込ならびにベクターからの送金のどちらも請求書と領収証の発行はしていません。
令和 05 年 10 月 01 日以降の適格請求書保存方式（インボイス制度）に対応した請求書と領収証の発行はしていません。

■ シートの保護コードについてのお知らせ ■

令和 07 年版までは、シートの保護をユーザー様からのご要望によりメールで送付してシートの直接変更をお願いしていました。

令和 08 年版からは、国税システムの更改による AI-OCR 新様式の PDF ファイルに EXCEL の文字と数値を表示する方式に変更しています。

このために、ユーザー様が AI-OCR 新様式の PDF ファイルを変更できないようになっています。

AI-OCR 新様式の申告書と別表、科目内訳書と事業概況説明書の変更事項やデータの記載もれはバージョンアップで対応しますのでメールでご連絡をお願いいたします。

■ 「VBA 法人税確定申告書」システムについて

このシステムは、法人の決算書データから法人税確定申告書の別表 1 から別表 16 及び適用額明細書と法人地方税申告書の第 6 号様式から第 20 号様式を作成します。
資本金または出資金が 1 億円超の法人の事業税の外形標準課税と地方税の課税標準の分割計算に対応していません。

■ 「VBA 法人税確定申告書」で対応している申告書と別表、明細書 ファイル名 [hojin0804.xlsb](#) [hojin_hyo0804.xlsb](#)

別表一	各事業年度の所得に係る申告書ー内国法人分（三枚中一枚目）
別表一次葉一	各事業年度の所得に係る申告書ー内国法人分（三枚中二枚目）
別表一次葉二	各事業年度の所得に係る申告書ー内国法人分（三枚中三枚目）
別表二	同族会社等の判定に関する明細書
別表三（一）	特定同族会社の留保金額に対する税額の計算等に関する明細書
別表三（一）付表	特定同族会社の留保金額から控除する留保控除額の計算に関する明細書
別表四	所得の金額の計算に関する明細書（簡易様式）
別表五（一）	利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書
別表五（二）	租税公課の納付状況等に関する明細書
別表六（一）	所得税額の控除に関する明細書
別表六（六）	法人税の額から控除される特別控除額に関する明細書（表のみ）
別表六（六）	付表 前期繰越分に係る当期税額控除可能額及び調整前法人税額超過構成額に関する明細書（表のみ）
別表六（九）	一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書（表のみ）
別表六（十）	中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書（表のみ）
別表六（十一）	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除における比較試験研究費の額及び平均売上金額の計算に関する明細書（表のみ）
別表六（十二）	特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書（表のみ）
別表六（十五）	中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書（表のみ）
別表六（二十四）	給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書（表のみ）
別表六（二十四）	付表一 給与等支給額、比較教育訓練費の額及び翌期繰越税額控除限度超過額の計算に関する明細書（表のみ）
別表六（二十四）	付表二 給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除における雇用者給与等支給増加重複控除額の計算に関する明細書（表のみ）
別表七（一）	欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書
別表八（一）	受取配当等の益金不算入に関する明細書
別表十一（一）	個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書
別表十一（一の二）	一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書
別表十四（二）	寄付金の損金算入に関する明細書
別表十五	交際費等の損金算入に関する明細書
別表十六（一）	旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書
別表十六（二）	旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書
別表十六（四）	旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法による償却額の計算に関する明細書
別表十六（六）	繰延資産の償却額の計算に関する明細書
別表十六（七）	少額減価償却資産の取得価額の損金参入の特例に関する明細書
別表十六（八）	一括償却資産の損金参入に関する明細書
別表十六（十）	資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入に関する明細書（表のみ）
適用額明細書	租税特別措置法の適用を受ける事項と適用する条項及び適用額

■ 「VBA 法人地方税申告書」で対応している申告書と明細書 ファイル名 hojin_tih0804.xlsb

第六号様式	法人都道府県民税・法人事業税・特別法人事業税の申告書
第六号様式別表四の三	均等割額の計算に関する明細書（東京都）
第六号様式別表九	欠損金額等及び災害損失金の控除明細書
第十号様式	課税標準の分割に関する明細書（都道府県民税・事業税）

第二十号様式	法人市町村民税の確定申告書
第二十二号の二様式	課税標準の分割に関する明細書（市町村民税）

法人事業税・特別法人事業税の課税標準分割税額計算書
法人都道府県民税の課税標準分割税額計算書
法人市町村民税の課税標準分割税額計算書

■ 令和 08 年版システムの修正事項について

● 令和 08 年 9 月 24 日以降の国税システムの更改による AI-OCR 新様式への対応について

法人税申告書と別表および摘要額明細書、勘定科目内訳書と事業概況説明書は、法人税申告書と別表および摘要額明細書、勘定科目内訳書と事業概況説明書は、令和 08 年 9 月 24 日以降の国税システムの更改による AI-OCR 新様式に対応しました。

(法人税額の税額控除明細書や外国税額控除など使用頻度が低い AI-OCR 様式は順次対応予定になります。)

- ・ 令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度からの防衛特別法人税（税率 4%）の計算に対応しました。
法人税が課税される法人は、令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する各事業年度（令和 09 年 3 月 31 日決算）において、所得税額控除など一定の税額控除を適用しないで計算した法人税の額から年 500 万円を控除した金額に 4% の税率を乗じて計算した金額を、防衛特別法人税額として申告して納付することになります。

※ 防衛特別法人税の領収済通知書は、科目番号と様式変更の詳細が不明のためバージョンアップで対応します。

- ・ 別表 1、別表 1 次葉 1、別表 1 次葉 2、別表 4、別表 5(1)、別表 5(2)、別表 6(6)、別表 6(6)付表、別表 6(9)、別表 6(10)、別表 6(12)、別表 6(24)、別表 14(2)の様式を変更しました。
- ・ 所得金額 10 億円を超える法人の所得金額 800 万円以下の部分の適用税率を 15% から 17% に変更しました。

※ 第 6 号様式の令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度の様式変更はバージョンアップで対応します。

※ 法人税額の特別控除の別表 6(6)から別表 6(24)は表のみの対応のため「シート編集」ボタンからシートの保護を解除してデータを入力します。（このシートには数式と参照式の設定がありません。）

法人税額の特別控除明細書はバージョンアップで対応することがあります。

※ 適用額明細書の法人税額特別控除の区分番号と租税特別措置法の条項が国税庁ホームページで更新されましたらバージョンアップで対応することがあります。

※ 資本金又は出資金が 1 億円超の法人の法人税と地方法人税及び事業税外形標準課税は対応していません。

資本金又は出資金が 1 億円超の大法人の法人税と地方法人税及び消費税と地方消費税の電子申告の義務化は対応していません。

☆「VBA 法人税確定申告書」の別表 7(1)の欠損金の繰越控除について

青色申告を提出した事業年度の欠損金は、平成 30 年 4 月 1 日以後に開始した事業年度は 10 年まで繰越控除することができますが、平成 30 年 4 月 1 日以前に開始した事業年度の繰越期間は 9 年になっています。

ところが別表 7(1)の 10 行分を最下行からすべて 10 年分入力して最初の事業年度に繰越控除できない欠損金が入力されて、当期の所得金額から控除する事例が発生しました。

このために、最初の事業年度に繰越控除できない欠損金が入力されないように表 7(1)の最下行の入力と表示ができない仕様に変更しています。

・ 3 月決算法人の入力例

令和 9 年 3 月期(自令和 8 年 4 月 1 日至令和 9 年 3 月 31 日)に控除できる青色欠損金額は、平成 30 年 3 月期(自平成 29 年 4 月 1 日至平成 30 年 3 月 31 日)以降に生じた青色欠損金額となり、翌期へ繰り越すことができるのは平成 31 年 3 月期(自平成 30 年 4 月 1 日至平成 31 年 3 月 31 日)以降に生じた青色欠損金額です。

10 行分をすべて入力すると控除できない平成 29 年 3 月決算(平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日)も入力することになります。

これは下記の国税庁ホームページの手引きを参考にしてください。

<https://www.nta.go.jp/publication/pamph/hojin/aramashi2026/pdf/02-11.pdf>

☆ 防衛特別法人税の確定申告書について

法人税が課税される法人は、令和 8 年 4 月 1 日以後に開始する各事業年度（令和 09 年 3 月 31 日決算）において、所得税額控除など一定の税額控除を適用しないで計算した法人税の額から年 500 万円を控除した金額に 4 %の税率を乗じて計算した金額を、防衛特別法人税額として申告して納付することになります。

法人名・代表者氏名・法人番号 事業年度・申告区分・添付書類 運付する金融機関・口座情報 修正申告前の法人税・法人地方税

申告区分 確定申告

事業年度 令和08年 4月1日から令和09年 3月31日 年月日データはR08.03.31のように入力します。

事業年度 自 R8.04.01 至 R9.03.31 事業年度を直接入力する

中間申告の計算期間 自 至 令和08年4月1日以後に開始する事業年度(令和09年3月決算・事業年度の変更法人)

計算期間の月数 12 令和08年4月1日以後に開始する事業年度(令和09年3月31日決算)より防衛特別法人税(法人税額500万円超の4.0%)が課税されます。

事業年度のリスト入力と同時に「令和 08 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度 (令和 09 年 3 月決算)」にチェックを付けます。

別表5の 租税公課の納付状況等に関する明細書のデータ入力

法人税・地方法人税 道府県民税 市町村民税 事業税・特別法人事業税 その他 損金算入 その他 損金不算入

税目及び納付年度	期首現在未納税額	当期発生額	充当金取り崩しによる納付	仮払い・経理による納付	損金経理による納付	期末現在未納税額
前々期		0	0	0	0	0
前々期		0	0	0	0	0
前期分 R07.04.01	6,739,000	0	6,739,000	0	0	0
前期分 R08.08.31	0	0	0	0	0	0
法人税 中間	0	6,523,800	0	0	6,523,800	0
法人税 確定	0	6,720,000	0	0	0	6,720,000
地方法人税 中間	0	293,300	0	0	293,300	0
地方法人税 確定	0	1,077,400	0	0	0	1,077,400
防衛法人税 中間	0	0	0	0	0	0
防衛法人税 確定	0	332,300	0	0	0	332,300

防衛特別法人税は令和8年4月1日以後に開始する事業年度（令和9年3月決算）より課税されます。

期首納税充当金	9,893,100	取崩額	損金算入のもの	0
繰入額 損金経理をした納税充当金	11,549,600	その他	損金不算入のもの	0
	0			0
繰入額の計	11,549,600		仮払税金償却	0
取崩額 法人税額等	7,793,500		取崩額の計	9,893,100
事業税及び特別法人事業税	2,099,600		期末納税充当金	11,549,600

当期確定分の法人税・地方法人税・防衛特別法人税、事業税・地方法人特別税、法人都道府県民税、法人市町村民税を「損金経理をした納税充当金」として計上するには合計額を直接入力して下さい。

O K キャンセル

法人税確定申告書の「別表五（二）租税公課の納付状況等に関する明細書」では、法人税と地方法人税及び防衛特別法人税は区分して入力します。

また「損金経理をした納税充当金」には防衛特別法人税も加算して計算します。

事業年度 R8.04.01 R9.03.31 法人名 サンプルデータ株式会社

この申告書による防衛特別法人税額の計算	課税対象の金額に対する (13000円×12)又は (別表一付表5)	13308088	この申告書による課税金額	外国税額の控除金額 (50)-(57)	
基礎控除額 (147-(45)又は(3)表一付表(2)) (マイナスの場合は0)	5000000		中間納付額 (58)-(59)		
課税標準法人税額 (60)-(69)	8308000		計 (58)-(59)		
防衛特別法人税額 (60)	332300		確定防衛特別法人税額		
税額控除経過額相当額の加算額 (別表二付表6)の記入			課税標準法人税額 (60)-(69)若しくは (58)-(59)若しくは (50)-(59)若しくは (50)-(59)-(52) (マイナスの場合は0)		00
防衛特別法人税額計 (50)-(52)+(52)	332300		この申告書による課税標準法人税額 (60)-(69)若しくは (58)-(59)若しくは (50)-(59)若しくは (50)-(59)-(52) (マイナスの場合は0)	8308000	
外国税額の控除額 (53)-(54)-(55)-(56)			同上の4%相当額	332300	
差引防衛特別法人税額 (53)-(54)-(55)-(56)	332300		同上の4%相当額	000	
中間申告分の防衛特別法人税額	00		外国税額の控除額 (56)		
差引確定防衛特別法人税額 (53)-(54)-(55)-(56)-(57)-(58)	332300		外国税額の控除額 (56)		

別表一次葉 (三枚中二枚目) 令和八・四・一以後終了事業年度分

防衛特別法人税の申告は、「別表一次葉一各事業年度の所得に係る申告書ー内国法人分（三枚中二枚目）」で計算します。

■ 令和 07 年版システムの修正事項について

- ・ 令和 07 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度の適用額明細書の法人税額の特別控除の区分番号と租税特別措置法の条項の変更に対応しました。
- ・ 令和 07 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度の書の別表 1 次葉、別表 4、別表 15 の様式改正に対応しました。
(令和 07 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度で所得金額が 10 億円を超える法人の所得金額 800 万円以下の金額の法人税率 17% の計算には対応していません。)
- ・ 令和 07 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度の法人税額の特別控除明細書の別表 6(6)、別表 6(6)付表、別表 6(15)、別表 6(24)、別表 6(24)付表 1、別表 6(24)付表 2 の様式改正に対応しました。
- ・ 令和 07 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度の法人道府県民及び事業税と特別法人事業税の第 6 号様式の様式改正に対応しました。
(令和 07 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度の第 6 号様式の様式変更にはバージョンアップで対応します。)

■ 令和 06 年版システムの修正事項について

- ・ 令和 06 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度(令和 06 年 4 月 30 日決算)から令和 07 年 3 月 31 日事業年度までの法人税額の特別控除の明細書の別表 6(6)、別表 6(6)付表、別表 6(7)、別表 6(10)、別表 6(15)、別表 6(24)、別表 6(24)付表 1、別表 6(24)付表 2 の様式改正に対応しました。

■ 令和 05 年版システムの修正事項について

- ・ 令和 05 年 4 月 1 日以後終了事業年度（令和 05 年 4 月 30 日決算）からの別表 1、別表 1 次葉、別表 4、別表 8 (1)、別表 11 (1_2)、別表 14 (2) などの様式改正に対応しました。
- ・ 税額控除の明細書の別表 6 (6)、別表 6 (6) 付表、別表 6 (7)、別表 6 (17)、別表 6 (26)、別表 6 (26) 付表 1、別表 6 (26) 付表 2 の様式改正に対応しました。

国税庁ホームページからダウンロードした OCR 申告書の PDF ファイルを印刷して税務署に提出する場合は、下記のサイトの印刷設定方法を参考にしてください。

<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/hojin/shinkoku/ocr/setting.htm>

■ 令和 04 年版システムの修正事項について

- ・ 令和 04 年 4 月 1 日以後終了事業年度からの別表 1 次葉、別表 16 (1)、別表 16 (2)、別表 16 (4)、別表 16 (6) の様式改正に対応しました。
- ・ 令和 04 年 4 月 1 日以後終了事業年度からの第 6 号様式と第 20 号様式の様式改正に対応しました。(「税額控除超過額相当額の加算額」を追加。)
- ・ 令和 04 年 4 月 1 日以後終了事業年度からの法人税額の特別控除の明細書の様式改正に対応しました。
- ・ 令和 04 年 4 月 1 日以後終了事業年度からの適用額明細書の租税特別措置法の条項と区分番号に対応しました。
- ・ 別表 4 でお使いのプリンターにより△の下部が印刷されない不具合を修正しました。
- ・ 第 6 号様式と第 20 号様式で提出年月日のフォントを縮小しました。
- ・ 令和 04 年 4 月 1 日以後終了事業年度からの税制改正による別表 1 (1)、別表 1 次葉、別表 4、別表 5 (1)、別表 5 (2)、別表 7、別表 8 (1)、別表 8 (1) 付表、別表 14 (2)、別表 15 などの改正に対応しました。

■ 令和 03 年版システムの修正事項について

- ・別表 1 次葉の地方法人税の税率 10.3%の改正に対応しました。
- ・地方法人特別税の廃止と特別法人事業税の創設に対応しました。
- ・法人事業税、法人道府県民税、法人市町村民税の改正に対応しました。

《ご注意》

令和 03 年版から事業年度（課税期間）をリストから選択するように変更して 12 か月の事業年度（課税期間）に対応します。新規に設立または事業年度を変更した法人は 12 か月の月数を変更してください。

これは直接入力した事業年度（課税期間）が申告書や内訳書に連動しないというユーザー様のご意見で修正しました。

別表 1 は「別表一 各事業年度の所得に係る申告書ー内国法人分」となり「普通法人（特定の医療法人を除く。一般社団法人等、みなし公益法人等又は人格のない社団等）」と「普通法人等以外の公益法人等、協同組合等又は特定の医療法人」の計算をすることになりましたが、このシステムは普通法人の計算のみに対応します。

■ 令和 02 年版システムの修正事項について

- 1) 令和 2 年 4 月 1 日以後に終了する事業年度の法人税の別表 1 (1)、次葉、別表 3 (1)、別表 4、別表 7 (1) 及び法人事業税と都道府県民税の第 6 号様式の変更に対応しました。

- 2) 令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度（令和 2 年 9 月 30 日決算）の地方法人税（国税）の改正について

税制改正により、法人住民税法人税割の税率を 5.9%引き下げる（都道府県分を 3.2%から 1%の 2.2%、市町村分を 9.7%から 6%の 3.7%それぞれ引き下げる）とともに、地方法人税（国税）の税率を 5.9%（引下げ分相当）引き上げることとされます。

令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度の地方法人税（国税）の税率 **10.3%**（現行 4.4%）

※ 中小法人の年 800 万円以下の所得に係る法人税率を 15%に軽減する措置は、2 年間（令和 3 年 3 月 31 日まで）延長されています。

- 3) 令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度（令和 2 年 9 月 30 日決算）の法人道府県民税の改正について

令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から標準税率は、資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下で、かつ、法人税額が年 1,500 万円以下の法人に適用されます。

標準税率 法人税額 × **1.0%**（現行 3.2%）

令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から超過税額は、上記以外の法人に適用されます。

超過税率 法人税額 × **1.8%**（現行 4.0%）

- 4) 令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度（令和 2 年 9 月 30 日決算）の法人事業税の改正と特別法人事業税の創設及び地方法人特別税の廃止について

- ・令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から法人事業税（所得割及び収入割に限る）の税率の改正がされます。（特別法人と収入金額課税法人の税率は省略）

資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の普通法人の所得割の標準税率

所得金額 年 400 万円以下 **3.5%**（現行 3.4%）

所得金額 年 400 万円超年 800 万円以下 **5.3%**（現行 5.1%）

所得金額 年 800 万円超 **7.0%**（現行 6.7%）

超過課税を適用している都府県の法人は税率が違います。

超過税率は、宮城県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県で適用されます。

- ・令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から法人事業税の税率改正と同時に、地方法人特別税が廃止されて特別法人事業税が創設されます。（特別法人と収入金額課税法人の税率は省略）

特別法人事業税の税率

所得割額によって法人事業税を課税される普通法人等 所得割額の **37%**
付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人 所得割額の **260%**

5) 令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度（令和 2 年 9 月 30 日決算）の法人市町村民税の改正について

令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度分から、法人市民税で **3.7%**、法人県民税で **2.2%**、法人税割の税率が引き下げられるとともに、地方法人税（国税）の税率が引き上げられます。
これにより、地方税法で定められている法人市民税（法人税割）の標準税率及び制限税率が改正されます。

標準税率 法人税額 × **6.0%**（現行 **9.7%**）
制限税率 法人税額 × **8.4%**（現行 **12.1%**）

● 事業年度による法人税計算の推移（資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下の法人、公益法人）
1 年決算法人の場合ですので、事業年度を変更した 1 年未満の法人は計算が違います。

令和元年 4 月 1 日以後開始する事業年度 R01.9.1～R02.8.31 まで	令和元年 10 月 1 日以後開始する事業年度 R01.10.1～R02.9.30 から
普通法人の法人税の税率 800 万円以下の部分 15% 普通法人の法人税の税率 800 万円超の部分 23.2%	
地方法人税（国税） 4.4%	地方法人税（国税） 10.3%
道府県民税法人税割 3.2%～4.0% 都民税法人税割 12.9%～16.3% （東京 23 区） 事業税所得割 3.4% 5.1% 6.7% ※ 事業税所得割 3.65% 5.465% 7.180% （東京都） ----- 地方法人特別税 43.2% 廃止	道府県民税法人税割 1.0%～1.8% ※ 都民税法人税割 7.0%～10.4% （東京 23 区） 事業税所得割 3.5% 5.3% 7.0% ※ 事業税所得割 3.75% 5.665% 7.480% （東京都） ----- 特別法人事業税 37% 創設 -----
市町村民税法人税割 9.7%～12.1%	市町村民税法人税割 6.0%～8.4%

※ 道府県民税の法人税割の税率
軽減税率 **1.0%** 資本金 1 億円以下かつ法人税額年 1,000 万円以下の法人（神奈川、山梨、京都、広島は相違）
税率 **1.8%** 東京都市町村と大阪府は **2.0%**、静岡県は **1.0%**

山梨県は資本金の額又は出資金の額が 1 億円以下で期末の従業員総数が 300 人以下の法人は標準税率の 1.0%になります。静岡県はすべての法人が標準税率の 1.0%になります。

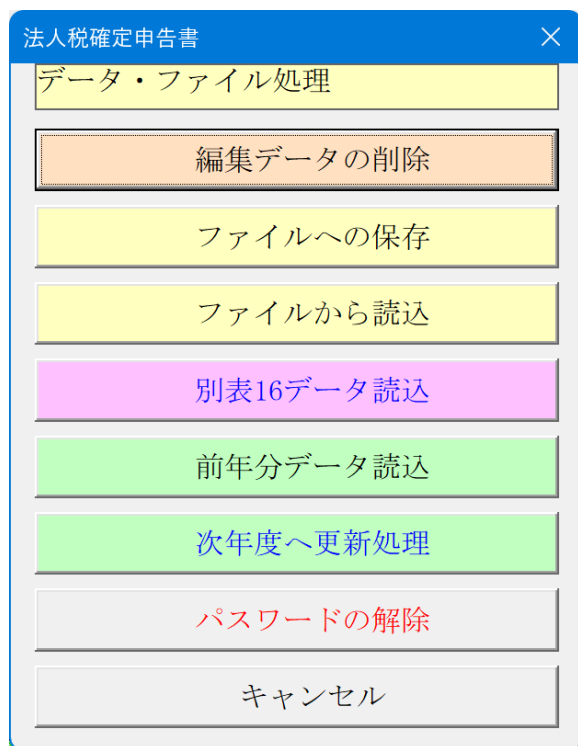
※ 法人事業税（都民税法人税割）について超過課税を適用している都府県の所得金額により税率が違います。
超過税率は、宮城県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県で適用されます。

令和元年 4 月 1 日以後開始する事業年度	令和元年 10 月 1 日以後開始する事業年度
標準税率 3.4% 5.1% 6.7%	標準税率 3.5% 5.3% 7.0%
神奈川県 3.638% 5.457% 7.169%	神奈川県 3.71% 5.618% 7.420%
愛知県 3.55% 5.319% 6.988%	愛知県 3.65% 5.519% 7.288%
上記以外 3.65% 5.465% 7.180% （東京都含む）	上記以外 3.75% 5.665% 7.480% （東京都含む）

資本金 1 億円以下の法人で東京 23 区は年所得 2500 万円以下、神奈川は年所得 1 億 5000 万円以下、兵庫は年所得 7000 万円以下、大阪と愛知は年所得 5000 万円以下、宮城と京都は年所得 4000 万円以下、静岡は年所得 3000 万円以下は標準税率で計算します。

■ 「開始」メニューとシステム設定

「開始」メニューからユーザーデータの登録からシステムの初期設定を実行します。



○ 編集データの削除

全ての編集中のデータを一括削除します。

一括削除したデータは復元ができませんので、データの削除処理の前には「ファイルへの保存」処理でバックアップをしてください。

○ ファイルへの保存

システムに登録してあるデータを、CSV ファイルへの保存処理でバックアップします。

○ ファイルから読込

CSV ファイルにバックアップしたデータを、ファイルから読込処理でシステムに復元します。

※ 以下の手順で、入力したデータを新しいバージョンのシステムに引き継ぐことができます。

- 1・「開始」メニューの「ファイルへの保存」でデータを CSV ファイルへ保存して古いシステムを終了します。
(ファイル名は自由につけることができます。)
- 2・新しいシステムを解凍して、パスワードを解除します。
- 3・「開始」メニューの「ファイルから読込」で CSV ファイルからデータを新しいシステムに読み込みます。
「ファイルへの保存」処理の前にシステムを解凍すると、入力したデータは消えますので注意してください。

《ご注意》

エクセルのファイルは、決して堅牢ではありません。ファイルの読込と保存やデータの入力のために破損することがあります。そのためデータの定期的なバックアップをお願いします。

○ 別表 16 データ読込

「VBA 法人税減価償却費」で作成した別表 16 の CSV ファイルのデータを読込処理します。

○ 前年分データ読込

前年版の「VBA 法人税確定申告書」ファイルから法人税申告と地方税申告のデータを読込みます。

○ 次年度へ更新処理

当期の法人税申告書のデータから翌期の法人税申告書の開始データを作成します。

○ パスワードの解除

編集データの保存とシート印刷には、パスワード（ライセンスキー）の解除が必要です。

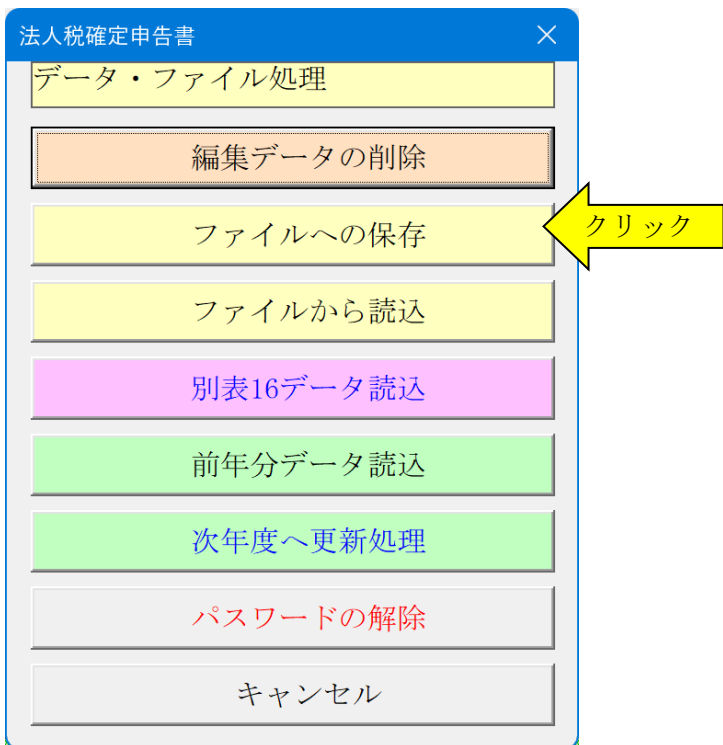
《「VBA 法人税確定申告書」システムのバージョンアップとデータの移行について》

ここでは「VBA 法人税確定申告書」システムのバージョンアップについて説明します。

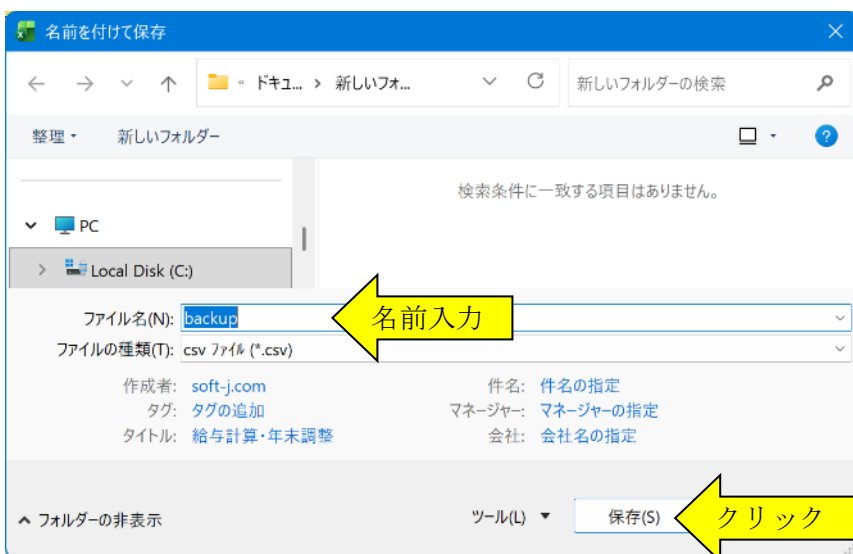
■ 「VBA 法人税確定申告書」でのデータの CSV ファイルへのバックアップ

■ 編集中のファイルのデータを、外部の CSV ファイルに書き出してバックアップします。

1. 「開始」メニューの「ファイルへの保存」でデータを CSV ファイルへ保存します。
このシステムのバージョンは、必ず確認をしておいてください。



2. 「名前を付けて保存」から CSV ファイル名は、ユーザーが自由につけることができます。
この例では、「新しいフォルダ」にファイル名「bakup」を付けて「保存」をクリックします。



3. 「新しいフォルダ」に、ファイル名「bakup.csv」のデータバックアップ用 CSV ファイルが作成されます。
CSV ファイルを保存するフォルダは、どこでもできます。
ファイル名は、作成年月日などバックアップした日時をファイル名として付けておくとも管理しやすくなります。

■ 「VBA 法人税確定申告書」のダウンロードとパスワード（ライセンスキー）の解除

■ Soft-j.com のダウンロードサイトから最新版ファイルをダウンロードします。

「ファイルへの保存」処理の前にファイルを解凍してシステムを上書きすると、これまで入力したデータはすべて消えてしまいます。

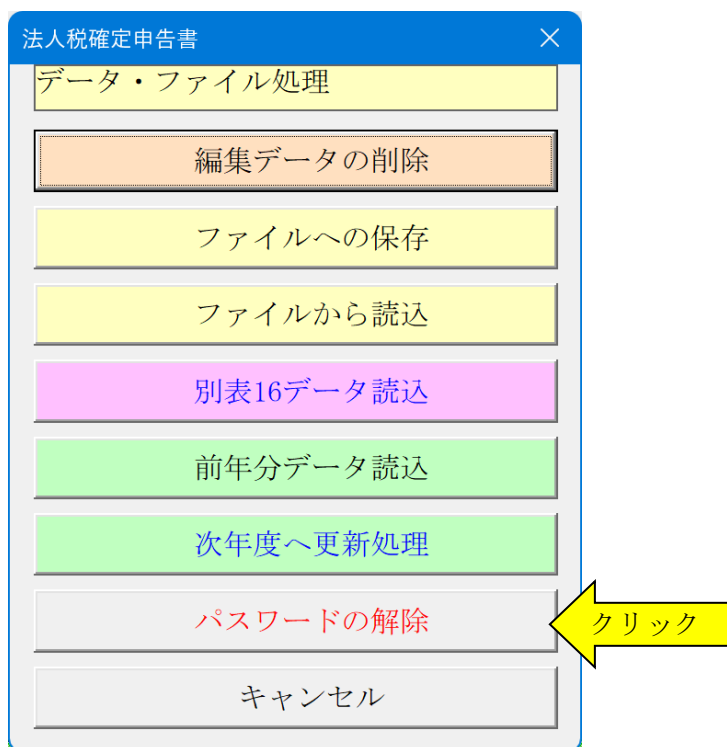
ファイルを解凍して古いファイル上書きする前には、必ずデータを CSV ファイルにバックアップして下さい。
圧縮ファイルを解凍するフォルダは、現在作業中のフォルダとは別のフォルダのほうが安全です。

お使いの Excel のバージョンにより年月日のデータが和暦から西暦または数値に自動変換されてしまう場合がありますのでご注意ください。

■ システムのパスワード（ライセンスキー）を解除します。

「開始」メニューの「パスワードの解除」から、Soft-j.com またはベクターからメールで送付されたパスワード（ライセンスキー）を入力してください。

パスワード（ライセンスキー）は、使用される年度により異なりますのでご注意ください。



入力したパスワード（ライセンスキー）正しい場合は、システムのすべての機能が利用できるようになります。

パスワード解除

パスワード（ライセンスキー）を半角大文字で入力して下さい

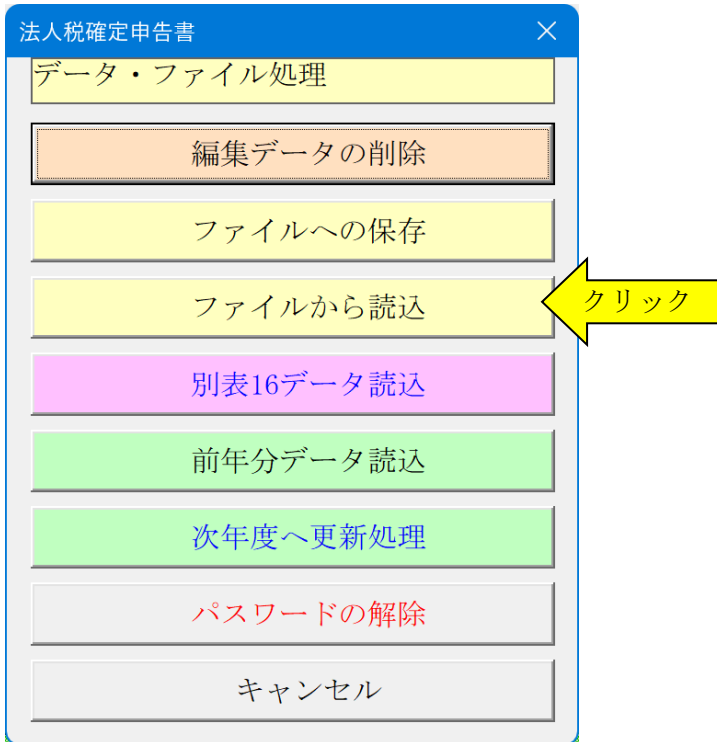
OK

キャンセル

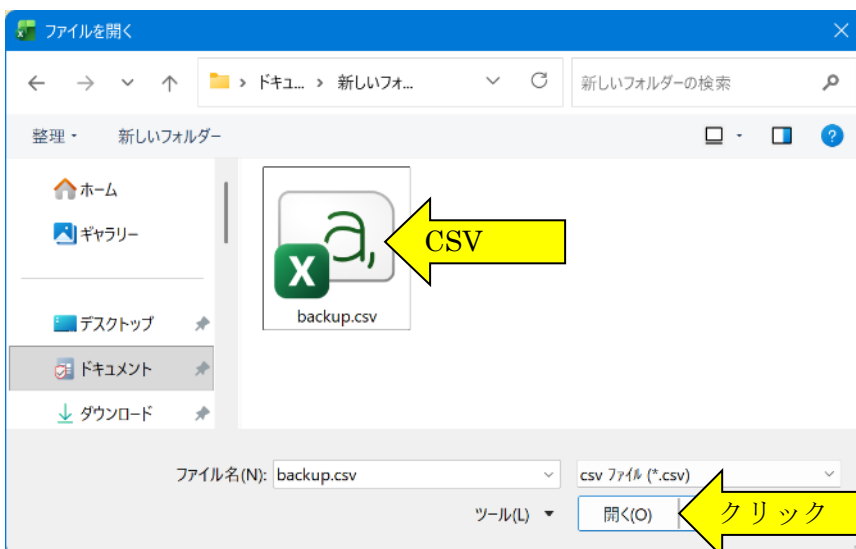
■ 「VBA 法人税確定申告書」での CSV ファイルからのデータの復元

■ CSV ファイルに保存した、給与と賞与および年末調整用データを新しいシステムに読込んで復元します。

1. 新しいシステムの「開始」メニューの「ファイルから読込」で CSV ファイルからデータを読み込みます。
新しいシステムのバージョンから、システムファイルの更新を確認してください。

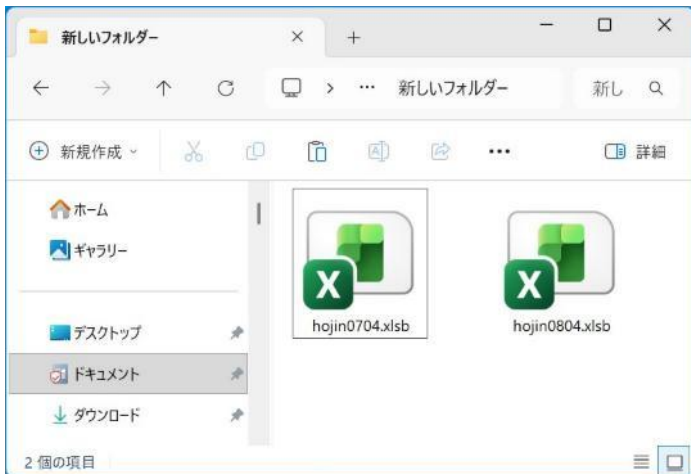


2. 「ファイルを開く」から CSV ファイルを選択してファイルを開きます。
必ず最初の処理で作成した CSV ファイルを指定して「開く」をクリックしてください。
これで CSV ファイルからデータの読込が完了しました。



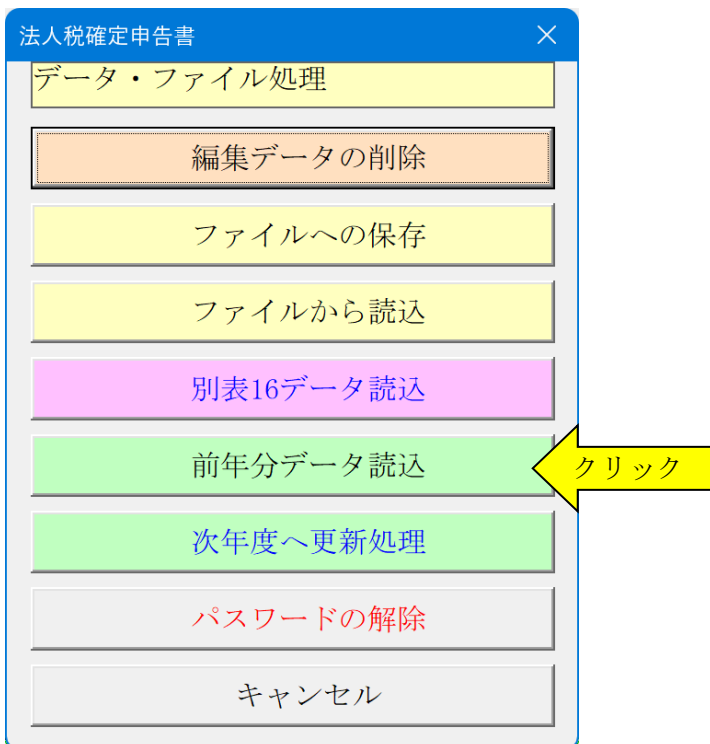
■ 「VBA 法人税確定申告書」の「前年分データの読込」について

■ 前年版の「VBA 法人税確定申告書」ファイルとのデータ連動の手順について



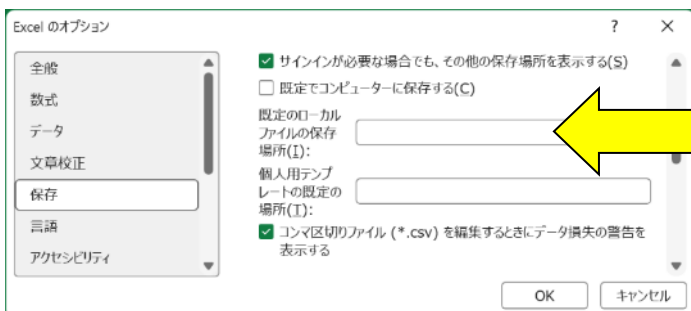
「VBA 法人税確定申告書」の前年版のファイルと本年版ファイルを連動してデータを移行します。

データの移行処理を実行するには、前年版の「VBA 法人税確定申告書」ファイルと本年版の「VBA 法人税確定申告書」ファイルを同じフォルダにおいて本年版の「VBA 法人税確定申告書」ファイルを開いてください。



本年版の「VBA 法人税確定申告書」の「開始」メニューから「前年分データ読込」ボタンをクリックすると自動的に前年版の「VBA 法人税確定申告書」ファイルからデータを転送します。

この処理を実行すると、前年分と本年分のデータはまったく同じ状態になっています。



《データ移行についてのご注意》

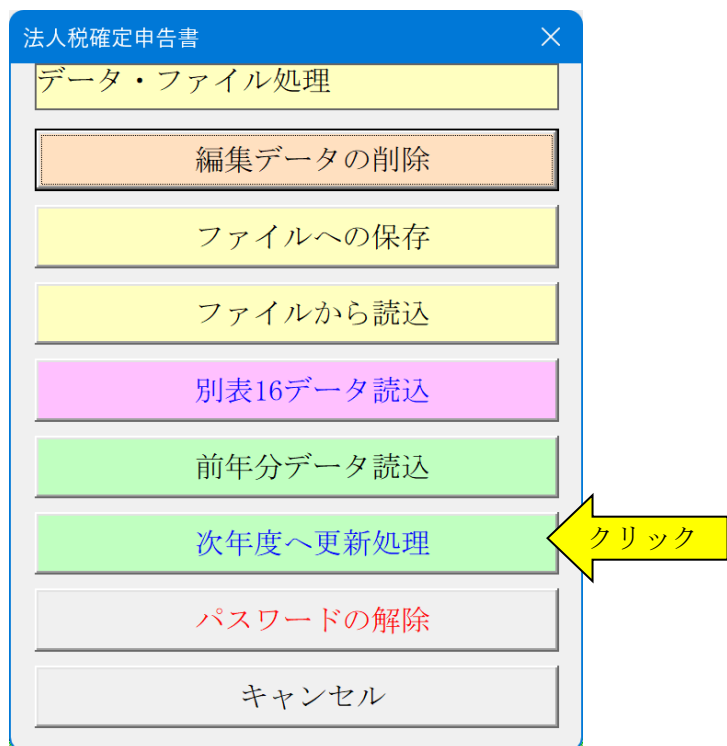
「VBA 法人税確定申告書」の Excel のカレントフォルダにあると、Excel は同じフォルダにあるファイルではなくてカレントフォルダのファイルからデータの移行を実行します。

Excel のカレントフォルダは、「Excel のオプション」の「保存」の「既定のローカルファイルの保存場所」です。このフォルダに ZIP ファイルを解凍後の空の前年版の「VBA 法人税確定申告書」ファイルがあると、このファイルに対してデータ処理を実行しますので、データの移行が正常にできません。

Excel は最初にこのフォルダからファイルを検索して開きます。

■ 「開始」メニューと次年度へ更新処理

「開始」メニューで前年分のファイルから本年分のファイルヘデータを移行する手順について



法人税確定申告書

データ・ファイル処理

編集データの削除

ファイルへの保存

ファイルから読込

別表16データ読込

前年分データ読込

次年度へ更新処理

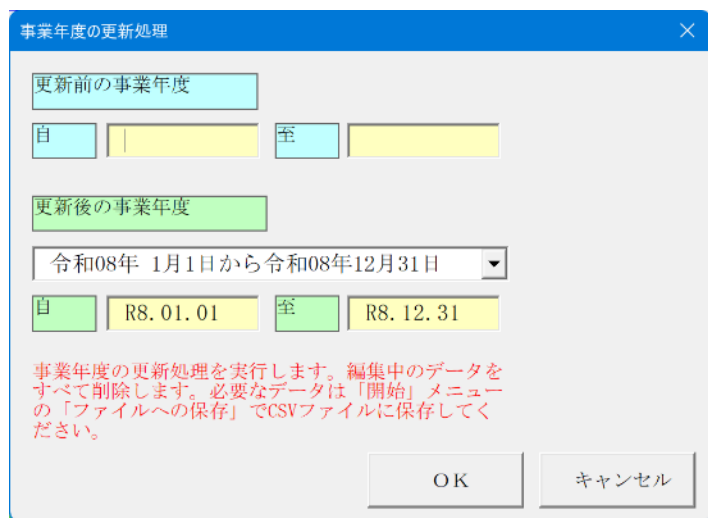
パスワードの解除

キャンセル

クリック

○ 事業年度の更新処理を実行する

「開始」メニューの「次年度へ更新処理」で新しい年度のデータを作成します。



事業年度の更新処理

更新前の事業年度

自 至

更新後の事業年度

令和08年 1月1日から令和08年12月31日

自 R8. 01. 01 至 R8. 12. 31

事業年度の更新処理を実行します。編集中のデータをすべて削除します。必要なデータは「開始」メニューの「ファイルへの保存」でCSVファイルに保存してください。

OK キャンセル

「次年度への更新処理」を実行した場合は、別表 7 の繰越損失に注意してください。

損失が発生した事業年度により繰り越すことのできるものが 9 年と 10 年場合があります。平成 30 年 4 月 1 日以後開始事業年度から欠損金の繰越期間は 10 年になっています。

詳しくは国税庁ホームページを参考にしてください。
<https://www.nta.go.jp/taxanswer/hojin/5762.htm>

《ご注意》

別表 7 (1) の一番上 (下から 10 年目) の損失金額は、本年度が最後になり翌年には繰り越すことのできない損失額になります。

このため別表 7 (1) の入力フォームの最下行は入力できないようになっています。最下行に損失金額が入力できて 10 年間の繰越控除ができるのは令和 09 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度からになります。

○ 前年の「ファイルへの保存」と本年の「ファイルから読込」を利用してもデータの移行ができます。

前年のデータを「ファイルの保存」メニューで CSV ファイルに保存してから、その CSV ファイルのデータを本年分の「ファイルから読込」メニューでシステムに復元することもできます。

- 1) 前年の「開始」メニューの「ファイルへの保存」でデータを CSV ファイルに書き出します。
(CSV ファイル名は自由に付けることができます。)
- 1) 本年の「開始」メニューの「ファイルから読込」で CSV ファイルからデータを読込みます。
この処理を実行すると、前年と本年のデータはまったく同じ状態になっています。
- 3) 本年の「開始」メニューの「次年度へ更新処理」で新しい年度のデータを作成します。

法人税確定申告書

×

データ・ファイル処理

編集データの削除

ファイルへの保存

ファイルから読込

別表16データ読込

前年分データ読込

次年度へ更新処理

パスワードの解除

キャンセル

■ 「編集」メニューと入力用フォーム

■ 「編集」のメニュー

法人税確定申告書

データの編集

法人税確定申告書 別表1から15

引当金・減価償却 別表11と16

適用額明細書 (租税特別措置法)

地方税確定申告書 第6号から22号

キャンセル

○ 「法人税確定申告書 別表1から15」のメニュー

法人税確定申告書

データの編集

法人名・事業年度等 別表1(1)	所得税額の控除 別表6(1)
株式・同族会社の判定 別表2	外国税額の控除 別表6(2)
留保金額の税額計算 別表3(1)	欠損金の損金算入 別表7(1)
所得の金額の計算 別表4	受取配当の益金不算入 別表8(1)
利益積立金額の計算 別表5(1)	外国配当の益金不算入 別表8(2)
租税公課の納付状況 別表5(2)	寄附金の損金算入 別表14(2)
法人税額の特別控除等の計算明細	交際費の損金算入 別表15
検算式のチェック 別表5(1)	データ入力終了

○ 「引当金・減価償却 別表11と16」のメニュー

法人税申告書

データの編集

個別評価貸倒引当金 別表11(1)	リース期間定額法明細 別表16(4)
一括評価貸倒引当金 別表11(1,2)	繰延資産の償却費明細 別表16(6)
定額法の減価償却明細 別表16(1)	少額減価償却資産明細 別表16(7)
定率法の減価償却明細 別表16(2)	一括償却資産の明細 別表16(8)
	データ入力終了

○「法人事業税・特別法人事業税、法人道県民税・法人市町村民税」のメニュー

法人地方税申告書

×

データの編集

法人名等と適用税率のデータ

所得金額・法人税額のデータ

均等割額の明細書（東京都）

課税標準の分割計算のデータ

欠損金・損失金の控除明細書

データ入力の終了

■ 別表一 各事業年度の所得に係る申告書一内国法人分

初年度1法人名・事業年度データの登録

法人名・代表者氏名・法人番号 | 事業年度・申告区分・添付書類 | 還付する金融機関・口座情報 | 修正申告前の法人税・法人地方税 |

納税期			
電話番号			
フリガナ			
法人名			
フリガナ			
代表者氏名			
代表者住所			
フリガナ			
経理責任者			
事業種目			
郵便番号		所轄	
提出年月日		添付目	
附随税務等		徴収書	
法人番号			

☒ 法人番号を申告書に印刷します。

法人の区分

☐ 普通法人、一般社団法人等、入会のない社団等
 ☐ 公益法人等、協同組合等、特定の医療法人

非中小法人等の区分

☐ 資本金額又は出資金の額が1億円以下の普通法人であるが中小法人等には該当しない非中小法人等（資本金の額が5億円以上の1社又は複数の大法人と完全支配関係にある100%子法人又は孫法人）

非中小法人等となる法人は別表2(1)から特記2(被
 会社の担保金額の成績計算データを入力します
 所得金額900万円以下の法人税の軽減税率の適用
 はありません。交際費の損金算入で定額控除限度
 額1800万円から50万円になります。欠損金の繰越
 控除限度額は所得の金額の30%になります。

OK キャンセル

申告する会社の法人名、代表者、住所、経理責任者などの基礎情報を入力します。

「株式会社」と「有限会社」の場合は「普通法人、一般
 社団法人等、人格のない社団等」にチェックを付けます。

資本金の額又は出資金の額が 5 億円以上の 1 社又は複数の法人等の 100%子法人のために「非中小法人等」に該当する法人は、「非中小法人等の区分」にチェックを付けます

申告書には法人番号の記載が必要になりました。

別添1法人名・事業年度データの登録

法人名・代表者氏名・法人番号 事業年度・申告区分・取付書種 送付する金融機関・口座情報 修正申告前の法人税・法人地方税

申告区分 確定申告

事業年度 令和08年 1月1日から令和08年12月31日 年1月1日データはR08.02.21のように入力します。

事業年度 日 R8.01.01 日 R8.12.31 事業年度を直接入力する

中間申告の計算期間 日 日 令和08年4月1日以後に開始する事業年度(令和09年3月決算)のように入力します。

計算期間の月数 12 令和08年4月1日以後に開始する事業年度(令和09年3月決算)より防衛特別法人税(法人税額500万円超の2%)が課税されます。

期末現在の資本の金額又は出資金 令和元年1月1日以後に開始する事業年度(令和02年3月31日決算)より法人税率が4.9%から18.3%に改正されます。法人税率変更は令和2年改正されて防衛別法人事業税が20%となります。

中間申告の法人税 期末現在の資本の金額又は出資金額は必ず入力してください。資本金1億円超の法人税には対応していません。

中間申告の地方法人税 中間申告分の法人税額と法人地方税額及び防衛別法人税額は別表5(2)から入力します。

中間申告の防衛特別法人税

決算確定の日

添付書類 ☐ 適用期明細書の提出有
☐ 税理士法第30条の書面提出有
☐ 税理士法第33条の2の書面提出有

添付書類 ☐ 貸借対照表 ☐ 損益計算書
☐ 株主(社員)資本等変動計算表又は損益金処分表
☐ 附定科目内訳明細書 ☐ 事業概況書
☐ 組織再編成に係る契約書等の写し
☐ 組織再編成に係る移転資産等の明細書

O K キャンセル

別表 4 で算出された課税標準である所得金額に法人税法の税率を乗じて法人税額を計算します。

- ① 期末資本金額 1 億円以下の法人（中小企業者等）
- ・所得金額 800 万円以下の部分 **15%**
 - ・所得金額 800 万円超の部分 **23.2%**

※ 所得金額が 10 億円を超えると所得金額 800 万円以下の部分の税率は 17%

- ② 期末資本金額1億円超の法人等
所得金額の23.2%

令和 08 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度（令和 09 年 3 月 31 日決算）から防衛特別法人税（税率 4.0%）が課税されます。

■ 別表四 所得の金額の計算に関する明細書（簡易様式）

別表4 所得の金額の計算に関する明細書（簡易様式）のデータ入力

当期利益又は当期欠損の額 | 加算する金額の内訳 | 減算する金額の内訳 | 寄附金・所得税・欠損金の控除額 |

所得の総額	処 分 金 額		社 外 流 出
	留 保		
	0		
		配当	
		その他	

当期欠損の場合はマイナスをつけて入力します。 令和07年4月1日以後に開始する事業年度で所得金額が10億円を超える出人の所得金額800万円以下の金額の法人税率17%の計算には対応していません。

納税充当金

所得金額の再計算に特に関与する場合があります。しばらくお待ち下さい。

OK | キャンセル

この明細書は、損益計算書に掲げた当期（純）利益の額又は当期（純）損失の額を基として、申告調整により税務計算上の所得金額もしくは欠損金額又は留保金額を計算するために使用します。

最初に「当期利益又は当期欠損の額」欄に、損益計算書上の当期利益（または損失）金額を入力します。当期利益金額の処分内容を、「配当」「その他」に区分して入力します。

別表四 加算する金額を入力します。

「加算」と「減算」の入力欄では、当期利益に対する調整金額を「留保」と「社外流出」に分けて入力します。

法人税、地方税や事業税は「納税充当金」として所得金額から差し引いてから計算します。

別表4 所得の金額の計算に関する明細書（簡易様式）のデータ入力

当期利益又は当期欠損の額 | 加算する金額の内訳 | 減算する金額の内訳 | 寄附金・所得税・欠損金の控除額 |

	総額	留保	社外流出
損金総額とした法人税・地方税法（附帯税除く）			
損金総額とした道府県民税及び市町村民税			
損金総額とした納税充当金			
損金総額とした付帯税、加算金、延滞金、及び基金税			
減価償却の償却超過額			
役員給与の損金不算入額			
交際費等の損金不算入額			0
			0
			0
			0
			0
			0
			0
			0
			0
			0
			0
			0
			0
小計		0	0

OK | キャンセル

別表四 減算する金額を入力します。

別表4 所得の金額の計算に関する明細書（簡易様式）のデータ入力

当期利益又は当期欠損の額 | 加算する金額の内訳 | 減算する金額の内訳 | 寄附金・所得税・欠損金の控除額 |

	総額	留保	社外流出
減価償却超過額の当戻金総額			
納税充当金から支出した事業税等の金額			
受取配当等の益金不算入額（別表8(1)75)			
外国子会社から受ける剰余金の配当等の益金不算入額（別表8(2)761.)			
受贈益の益金不算入額			
譲渡所得分配に係る益金不算入額			
法人税等の中間納付額及び繰越納税に係る還付金額			
附帯税等及び欠損金の繰戻しによる還付金額等			
			0
			0
			0
			0
			0
			0
			0
			0
			0
			0
小計		0	0

OK | キャンセル

■ 別表五（一） 利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書

初年度(1)利益剰余金及び剰余金等の計算に関する明細書のデータ入力

利益剰余金額の計算 | 資本金等の額計算 | 種類資本金額の計算 |

区 分	報告現在 利益剰余金額	当期中の減	当期中の増	報告現在 利益剰余金額	利
利益準備金					0
別途積立金					0
					0
					0
					0
					0
					0
					0
					0
					0
					0
					0
					0
					0
					0
					0
未収還付法人税					0
未収還付都道府県民税					0
未収還付市町村民税					0
繰越利益金					0
納税差益金	0	0	0	0	0

繰越利益金は「前期繰越利益」金額と「当期繰越利益」金額を入力します。
 納税差益金の金額は別表5(2)の「納税差益金の計算」から転記されます。

O K キャンセル

会計上の利益剰余金をもとに、法人税法の調整を行って利益積立金額が算出されます。

前事業年度の申告資料から「期首現在利益積立金額」を入力します。

最初に前事業年度の「差引翌期首現在利益積立金額」の金額をそのまま入力します。

「当期中の増減」を入力すると「差引翌期首現在利益積立金額」が計算されます。

別表5(1) 利益剰余金額及び純粋資本等の額の計算に関する明細書のデータ入力

利益剰余金額の計算 | 資本金等の総計算 | 種類資本金額の計算 |

区 分	期首現在 資本金等の額	当期中の減	当期中の増	期首現在 本金額の額	資 本
資本金又は出資金					0
資本準備金					0
					0
合計	0	0	0	0	0

繰越損益金は「前期繰越利益」金額と「当期繰越利益」金額を入力します。
 納税充当金の金額は別表5(2)の「納税充当金の計算」から転記されます。

■ 別表五（二） 租税公課の納付状況等に関する明細書

別添2の(2) 税収決算の執行状況等に関する報告書のア-3ス-4

[法人税・地方法人税]		[道府県民税]		[市町村民税]		[事業税・特別法人事業税]		[その他損金算入]		[その他損金不算入]	
税目及び納付年度	前年度現在未納税額	当年度発生額	充当金取り崩しによる納付	仮払い経理による納付	損金経理による納付	前年度現在未納税額					
期首額											0
期中分											0
期末分											0
法人税 中間											0
法人税 確定		0									0
地方法人税 中間											0
地方法人税 確定		0									0
防衛法人税 中間											0
防衛法人税 確定		0									0

防衛特別法人税は令和8年4月1日以後に開始する事業年度（令和9年3月決算）より課税されます。

期首納税充当金	取崩額	その他	損金算入のもの	
損金経理をした納税充当金			損金不算入のもの	0
				0
繰入額				
繰入額				
繰入額の計	0		仮払税金償却	
法人税 取崩額	0		取崩額の計	0
事業税及び特別法人事業税	0		期末納税充当金	0

当年度確定分の法人税・地方法人税・防衛特別法人税・事業税・地方法人特別税、法人郡道民税、法人市町村民税を「損金経理をした納税充当金」として計上するには合計額を前記入力で下さい。

この明細書は、利益積立金額の計算上控除する法人税等の税額の発生及び納付の状況並びに納税充当金の積立て又は取崩しの状況を明らかにするために使用します。

法人税・地方法人税・防衛特別法人税・法人道府県民税・法人市町村民税・法人事業税・特別法人事業税の納付状況を事業年度ごとに入力します。

令和 08 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度からの防衛
特別法人税（税率 4%）の計算をします。

別表5(2) 租税公課の納付状況等に関する明細書へのデータ入力

法人税・地方法人税 | 道府県民税 | 市町村民税 | 事業税・特別法人事業税 | その他 損金算入 | その他 損金不算入 |

税目及び納付年度	期首現在未納税額	当期発生額	充当金取り崩しによる納付	仮払い経理による納付	損金経理による納付	期末現在未納税額
前々期						0
前々期						0
前々期						0
前々期						0
当期中間						0
確定 法人税制						0
確定 均等割						0

道府県民税を2行で入力する場合は、1段に法人税制額を1段に均等割額を入力します。
年月日データはR08.12.31のように入力します。

期首納税充当金

繰入額

繰入額

繰入額の計

収納額

法人税額等

事業税及び特別法人事業税

取崩額

その他

損金算入のもの

損金不算入のもの

仮払税金償却

取崩額の計

期末納税充当金

当期確定分の法人税・地方法人税・防衛特別法人税・事業税・地方法人特別税、法人郡道
町民税、法人市町村民税を「損金経理をした納税充当金」として計上するには合計額を
直接入力して下さい。

O K

キャンセル

納付に関する経理処理は「充当金取崩しによるもの」「仮払経理によるもの」「損金経理によるもの」があり該当欄に入力します。

納税充当金により繰入・取崩しの場合には「納税充当金の計算」欄に入力します。

別表5(2) 租税公課の納付状況等に関する明細書へのデータ入力

法人税・地方法人税 | 道府県民税 | 市町村民税 | 事業税・特別法人事業税 | その他 損金算入 | その他 損金不算入 |

税目及び納付年度	期首現在未納税額	当期発生額	充当金取り崩しによる納付	仮払い経理による納付	損金経理による納付	期末現在未納税額
前々期						0
前々期						0
前々期						0
前々期						0
当期中間						0

期首納税充当金

繰入額

繰入額

繰入額の計

収納額

法人税額等

事業税及び特別法人事業税

取崩額

その他

損金算入のもの

損金不算入のもの

仮払税金償却

取崩額の計

期末納税充当金

当期確定分の法人税・地方法人税・防衛特別法人税、事業税・地方法人特別税、法人郡道
町民税、法人市町村民税を「損金経理をした納税充当金」として計上するには合計額を
直接入力して下さい。

O K

キャンセル

別表5(2) 租税公課の納付状況等に関する明細書へのデータ入力

法人税・地方法人税 | 道府県民税 | 市町村民税 | 事業税・特別法人事業税 | その他 損金算入 | その他 損金不算入 |

税目及び納付年度	期首現在未納税額	当期発生額	充当金取り崩しによる納付	仮払い経理による納付	損金経理による納付	期末現在未納税額
利子税						0
延滞税						0
						0
						0

期首納税充当金

繰入額

繰入額

繰入額の計

収納額

法人税額等

事業税及び特別法人事業税

取崩額

その他

損金算入のもの

損金不算入のもの

仮払税金償却

取崩額の計

期末納税充当金

当期確定分の法人税・地方法人税・防衛特別法人税、事業税・地方法人特別税、法人郡道
町民税、法人市町村民税を「損金経理をした納税充当金」として計上するには合計額を
直接入力して下さい。

O K

キャンセル

■ 別表六（一）所得税額の控除及びみなし配当金額の一部の控除に関する明細書

【重要】経理データの修正及びなし(相当金額の一部の修正に関する注意書)

所得税額の控除に関する明細書

	収入金額	課税される所得税額	控除を受ける所得税額
公社債及び地方債の利息、合同運用 収益、公社債投資信託等の収益の分			
剰余金の配当、利息の配当、剰余金の 分配（みなし金控除）			
無償貸付の収益の分配			
割引債の取得差益			
その他			

公社債の利息と預貯金の利息は直
接入力して下さい。

調 査 法 に よ る 場 合 | 経理別償還法による場合 | その他の控除を受ける所得税額の明細

区分	償還	収入金額	所得税額	計算基 準税額	うち元 金控除	所有型 控除額	控除後所得税額
▼			0	0	0	0.000	0
▼			0	0	0	0.000	0
▼			0	0	0	0.000	0
▼			0	0	0	0.000	0
▼			0	0	0	0.000	0

年月日データはH28.12.30のように入力します。

O K キャンセル

法人が支払いを受ける利子や配当等につき源泉徴収された所得税額を当期の法人税から控除する場合に使用します。

平成 28 年 1 月から「利益の配当及び剰余金の分配又は証券投資信託の収益の分配に係る控除を受ける所得税額の計算」の控除額の計算方法には「個別法」と「銘柄別簡便法」があり有利な方法を選択することができます。

「個別法による場合」は利子配当等の種類、銘柄、元本の所有期間の異なるごとに区分して個別に計算します。
「銘柄別簡便法による場合」は 区分ごとに属する元本の全てに簡便法を適用し計算します。

別表七（一）欠損金又は災害損失金の損金算入に関する明細書

別添1 欠損金又は災害損失金の税金算入に関する説明書

欠損金又は災害による欠損金：災害により生じた損失の額 |

控除前所得金額 別表「43の①」	0	☐ 欠損金の繰越控除限度額の計算をする
所得金額扣除限度額 所得金額の68または22.10%	0	☒ 資本金の額が1億円超の法人又は非中小法人等（資本金の額が5億円以上の大法人又は残高の大法人の100%子法人）は欠損金の繰越控除限度額の計算をします。 控除限度額はH29.4.1以後開始事業年度に所得金額の60%相当額（大法人のみ）です。

年月日データはR08.12.31のように入力します。

事業年度	年	世	区分	控除未済欠損金
			青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	
			青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	
			青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	
			青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	
			青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	
			青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	
			青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	
			青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	
			青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	
			青色欠損・連結みなし欠損・災害損失	
合 計				0

平成30年4月1日以後に終了した事業年度より生じた欠損金額から10年間繰り下して控除できますので平成30年3月31日の事業年度まで19年間です。このため最下行には令和09年4月1日以後に終了する事業年度から入力できるようにしています。

O K キャンセル

法人が青色申告書を提出した事業年度に生じた欠損金額のうち、所得金額が生じた事業年度においてその欠損金額を控除します。欠損金額の繰越控除を受ける場合には、申告する事業年度以前の欠損金額を入力します。

「事業年度」に欠損金の生じた事業年度を「控除未済欠損金」にその事業年度の欠損金額を入力します。

控除する要件

- ・欠損金額が生じた事業年度が青色申告で、その後連続して確定申告書の提出を行っていること
- ・その事業年度開始の日前 9 年以内に開始した事業年度の欠損金額であること（平成 30 年 4 月 1 日以後に開始した事業年度に生じた欠損金額については 10 年）
- ・控除金額は古い事業年度のものから控除し当期の所得金額が限度となる。

■ 別表八（一）受取配当の益金不算入に関する明細書

付帯受取配当の受取手続入力に関する明細書

完全子法人株式会社等 関連法人株式会社等 その他株式会社等 非支配目的株式会社等

法人名又は略称	本店の所在地	受取配当等の種類	うち証券購入金	証券不購入金額

その他の株式等の受取配当とは株式等の保有割合が5%超で3%以下の法人からの配当で 益金不算入割合は50%になります。

〇 K キャンセル

法人が内国法人から受けた配当等について、税額の調整計算をします。

受取配当等の益金不算入に対応する配当等を、「完全子
法人株式等」「関連法人株式等」「その他の株式等」「非
支配目的株式等」に区分して入力します。
関連法人配当等の金額から控除される支払利子等のデ
ータを入力します。

別表十四（二） 寄付金の損金算入に関する明細書

別添14の資料Bの非公認入札者に関する事項

「公益法人以外の法人」公益法人等

前記の資金金	200,000
特定公益増進法人等に対する寄附金	80,000
公益信託に対する寄附金	80,000
その他の寄附金	500,000
完全支配関係の法人に対する寄附金等	40,000

指定寄附金等に関する明細（特定公益増進法人等に対する寄附金、公益信託に対する寄附金、その他の寄附金のうち特定公益信託に対する寄附金）

寄附した日	氏名等	所在国	指定公益増進の名前	支払金額
				30,000
				100,000
				0

その他の寄附金のうち特定公益信託（国庫寄附金等）に対する支出金

法人が支出した寄附金(金銭その他の資産または経済的な利益の贈与または無償の供与)については、損金算入が制限されています。

公共性の高い国・地方公共団体への寄附金や指定寄附金は全額損金算入できます。

しかし特定公益増進法人への寄附金や一般寄附金は損金算入限度額を超えた部分が損金算入できません。

さらに完全支配関係がある法人への寄附金や国外関連者寄附金は全額が損金算入できません。

別表十五 交際費等の損金算入に関する明細書

[illegible]

交際費等の額は、原則として法人税法上損金の額に算入されないため、交際費等の調整が必要となります。

「支出交際費等の額の明細」に法人税法で規定されている交際費等を入力します。

他の勘定科目でも税法上交際費に該当する場合には、その科目名と金額を入力します。

- ① 期末資本金額が 1 億円以下の法人の場合
定額控除限度額の年 800 万円に達するまでの金額
の損金不算入額が 0 円とされます。
または接待飲食費の 50%まで損金算入ができます。
- ② 期末資本金額が 1 億円を超える法人の場合
接待飲食費の 50%まで損金算入ができます。

■ 交際費の計算

交際費等とは、交際費・接待費・機密費その他の費用で、法人がその得意先・仕入先その他事業に関係のある者等に対して 接待・供応・慰安・贈答（お中元・お歳暮）その他これらに類するもののために支出するものをいいます。交際費と区分されていない経費に福利厚生費・広告宣伝費・会議費・売上割戻・寄附金などがあります。

交際費等の範囲とは

飲食その他これに類する行為のために要する費用（専らその法人の役員若しくは従業員又はこれらの親族に対する接待等 のために支出するものを除く。）であって、その飲食等のために要する費用として支出する金額をその飲食等に 参加した者の数で除して計算した金額が 10,000 円以下となる費用が交際費等から除かれます。

この規定の適用受けるためには、次の事項を記載した書類の保存が必要です。

- ・飲食のあった年月日
- ・参加した得意先等事業に関係ある者の氏名又は名称及びその関係
- ・飲食に参加した者の数
- ・その費用の金額、飲食店などの名称及び所在地
- ・その他参考となる事項

■ 別表十六（一） 旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

別表16(1) 旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

減価償却資産 | 備考欄データ

旧定額法又は定額法	1	2	3	4	5
資産の種類					
減価償却資産の構造					
減価償却資産の種目					
取得年月日					
事業の用に供した年月					
耐用年数					
取得価額又は製作価額					
延滞記録の積立金計上額					
差引取得価額					
期末現在帳簿記載価額					
期末現在の積立金の額					
積立金の期中取崩額					
差引期末記載価額					
償却計上当期償却額					
前期繰越償却超過額					
償却額計算の基礎となる金額					
当分の間					
残存価額					
差引取得価額×5%					
償却額計算の基礎金額					

前頁へ 次頁へ 前後のページに移動します。

減価償却額(又は合計額)の入力ができます。減価償却額の自動計算には対応していません。

データクリア 保存 キャンセル

この明細書は、減価償却資産について旧定額法又は定額法により償却額を計算する場合に使用します。

この明細書は、種類等及び耐用年数の異なるごとに別行（当期の途中で事業の用に供したものについても別行とします。）に記載し、その種類等及び耐用年数の同じ資産については、その合計額により記載します。特別償却の適用を受ける資産は、他の資産と区分して別行に記載します。

■ 別表十六（二） 旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

別表16(2) 旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

減価償却資産 | 備考欄データ

旧定率法又は定率法	1	2	3	4	5
資産の種類					
減価償却資産の構造					
減価償却資産の種目					
取得年月日					
事業の用に供した年月					
耐用年数					
取得価額又は製作価額					
延滞記録の積立金計上額					
差引取得価額					
期末現在帳簿記載価額					
期末現在の積立金の額					
積立金の期中取崩額					
差引期末記載価額					
償却計上当期償却額					
前期繰越償却超過額					
前期繰越償却不足額					
償却額計算の基礎となる金額					
当分の間					
差引取得価額×5%					
償却率					

前頁へ 次頁へ 前後のページに移動します。

減価償却額(又は合計額)の入力ができます。減価償却額の自動計算には対応していません。

データクリア 保存 キャンセル

この明細書は、減価償却資産について旧定率法又は定率法により償却額を計算する場合に使用します。

この明細書は、種類等及び耐用年数の異なるごとに別行（当期の途中で事業の用に供したものについても別行とします。）に記載し、その種類等及び耐用年数の同じ資産については、その合計額により記載します。特別償却の適用を受ける資産は、他の資産と区分して別行に記載します。

■ 別表十六（七） 少額減価償却資産の取得価額の損金参入の特例に関する明細書

別表16(7) 少額減価償却資産の取得価額の損金参入の特例に関する明細書

少額減価償却資産

資産の種類	1	2	3	4	5
構造					
種目					
事業の用に供した年月					
取得価額又は製作価額					
延滞記録積立金計上額					
差引特定価額					

合計金額 0

平成18年4月1日以後に取得する少額減価償却資産については、取得価額の合計額が300万円を超える場合には、その超える部分に係る損金参入の特例は適用できませんので注意して下さい。

O K キャンセル

▼ 少額減価償却資産

青色申告書を提出する中小企業者に該当する法人が事業の用に供した 30 万円未満の少額減価償却資産については、その取得価額の金額を損金経理したときは、その金額をその事業の用に供した事業年度の損金の額に算入できます。事業年度における少額減価償却資産の取得価額の合計額が 300 万円まで限度額となります。

中小企業者とは資本金又は出資金の額が 1 億円以下の法人ですが、その株式又は出資の総額の一定以上の割合を大規模法人に所有されている法人は除かれます。

■ 適用額明細書と入力用フォーム

■ 適用額明細書

法人税の適用額明細書

法人税の適用額明細書

適用額

適用額

すでに適用額明細書に反映されている場合は入力不要です。

法人税関係と租税特別措置法の区分	租税特別措置法の表示	租税特別措置法の条項	区分番号	適用金額

自動表示されていない租税特別措置法の適用額と租税特別措置法の表示は適用額明細書に直接入力してください。
適用額明細書の取得がなかった場合または取得があっても適用の記載があった場合には、法人税関係特別措置の適用が
受けられないこととされているのでご注意ください。

【OK】 ボタンをクリックすると、法人税の適用額明細書に入力データが転記されます。

データクリア

OK

キャンセル

「適用額明細書」は、法人が法人税関係特別措置の適用を受ける場合に、その租税特別措置法の条項、適用額その他の事項を記載して法人税申告書に添付します。

「法人税関係特別措置」は、中小企業者等の法人税率の特例、試験研究を行った場合の法人税額の特別控除、中小企業者等が機械等を取得した場合の特別償却といった法人税に関する租税特別措置のうち、税額または所得の金額を減少させる規定等をいいます。

「適用額明細書」の添付がなかった場合または添付があっても虚偽の記載があった場合には、法人税関係特別措置の適用が受けられないこととされています。

■ 「法人地方税申告書」メニューと入力用フォーム

○ 「法人地方税申告書」のメニュー

「地方税・事業税の確定申告」の申告書と明細書を作成します。

令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度（令和 2 年 9 月 30 日決算）から法人事業税の税率、地方法人特別税の廃止から特別法人事業税の創設、法人都道府県民税の税率、法人市町村民税の税率が改正されます。

■ 事業税・法人特別事業税・法人都道府県民税・法人市町村民税の適用税率データの入力

★ 第 6 号様式 都道府県民税・事業税・特別法人事業税の中間・確定申告書

所在地が東京特別区の法人は住民税・事業税の申告書も「第 6 号様式」を使用します。

★ 第 20 号様式 市町村民税の中間・確定申告書

所在地が東京特別区以外の法人（東京都下、道府県）の市町村民税は「第 20 号様式」を使用します。市町村民税の分割法人の場合に使用します。課税標準額の無い法人も必要です。

法人道府県民税・法人事業税・特別法人事業税の申告書は、法人事業税と特別法人事業税及び法人道府県民税を計算します。（東京都の特別区の場合は都民税を計算します）

法人道府県民税には、法人の法人税額より計算する「法人税割」と、事務所（事業所）があれば課税される「均等割」があります。

法人名簿と法人税等のデータ

法人名・事業年度等 | 都道府県・市町村名称 | 事業税・特別法人事業税の税率 | 都道府県民税の税率 | 市町村民税の税率 |

事業税の税率データ	減税標準の分割額	分割1 都道府県	分割2 都道府県
軽減税率適用法人の税率			
年400万円以下 %			
年400万円超800万円以下 %			
年800万円超 %			
☐ 軽減税率不適用の法人			
軽減税率不適用法人の税率 %			
市町村民税の税率			
特別法人事業税の税率			
特別法人事業税の税率 %	37.000		
都道府県民税の税率			

法人事業税と特別法人事業税の税率データは%で入力します。

特別法人事業税は令和元年10月1日以後に開始する事業年度(令和2年9月30日決算)から適用されます。

法人事業税の税率は都道府県によって異なりますので、手引き等より直接入力します。

軽減税率の適用がある都道府県(宮城、東京23区、神奈川、静岡、愛知、京都、大阪、兵庫)は資本金額・借入金額と法人所得により適用する軽減税率データを%で入力します。

軽減税率不適用法人は、上記の都道府県に事務所・事業所を設けて事業を行い(資本金額・借入金額が1,000万円以上の法人です)。

資本金額・借入金額が1億円を超える普通法人の外国税額控除の適用税額と資本利税率と、電気・ガス供給業、又は保険業を行う法人の収入割の税率は入力欄がありません。

O K キャンセル

★ 第六号様式の入力フォーム

法人事業税と特別法人事業税の「税率」「当期中間分」を入力します。

法人事業税の税率（特別法人と収入金額課税法人以外）
資本金の額又は出資金の額が1億円以下の普通法人の所得割の標準税率

所得金額 年 400 万円以下 **3.5%**
所得金額 年 400 万円超年 800 万円以下 **5.3%**
所得金額 年 800 万円超 **7.0%**

特別法人事業税の税率

所得割額によって法人事業税を課税される普通法人等所得割額の **37%**

法人事業税で超過課税を適用がある都府県の法人は適用要件と税率を確認してください。
超過税率は、宮城県、東京都、神奈川県、静岡県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県で適用されます。
神奈川県 **3.71% 5.618% 7.420%**
愛知県 **3.65% 5.519% 7.288%**
上記以外 **3.75% 5.665% 7.480%**

※資本金1億円以下の法人で東京 23 区は年所得 2500 万円以下、神奈川は年所得 1 億 5000 万円以下、兵庫は年所得 7000 万円以下、大阪と愛知は年所得 5000 万円以下、宮城と京都は年所得 4000 万円以下、静岡は年所得 3000 万円以下で標準税率となります。

法人名簿と法人税等のデータ

法人名・事業年度等 | 都道府県・市町村名称 | 事業税・特別法人事業税の税率 | 都道府県民税の税率 | 市町村民税の税率 |

都道府県民税の税率データ	減税標準の分割額	分割1 都道府県	分割2 都道府県
重課課税の税率 %			
重課課税の法人税額			
均等割額の金額			
均等割額の税率			
東京都の税率データ			
東京都 特別区分の税率 %			
東京都 市町村分の税率 %			

資本金1億円以下かつ法人税額年1,000万円(前年度は神奈川、山梨、京都、広島は相違)以下の法人は軽減税率1.0%、それ以外の法人は税率1.8%(東京23区と大阪府は12.0%、静岡県は1.0%)を入力します。

東京都特別区に事業所のある法人は1.0%を入力します。資本金1億円超で法人税額年1,000万円超の法人は軽減税率の10.4%になります。

法人都道府県民税の税率データは%で入力します。

法人都道府県民税は令和元年10月1日以後に開始する事業年度(令和2年9月30日決算)から変更されます。

法人都道府県民税の税率は都道府県によって異なりますので手引き等より直接入力します。

均等割額は資本金額・借入金額によって異なりますので、税率と均等割額は手引き等より直接入力して下さい。

東京都の23特別区内に事務所等を有する場合は、都民税としての申告しますので手引き等より税率を直接入力して下さい。この場合は市町村民税の税率は0%にして計算しないでください。

O K キャンセル

法人道府県民税の法人税割の「税率」「当期中間分」と均等割の「当期分」「当期中間分」を入力します。

法人道府県民税の税率および軽減税率

軽減税率 **1.0%**

資本金1億円以下かつ法人税額年1,000万円以下の法人（神奈川、山梨、京都、広島は相違）

税率 **1.8%**

東京都市町村と大阪府は **2.0%**、静岡県は **1.0%**

※山梨県は資本金1億円以下で従業員300人以下の法人、静岡県はすべての法人が1%になります。

法人名等と適用税率のデータ

法人名・事業年度等 | 都道府県・市町村名称 | 事業税・特別法人事業税の税率 | 都道府県民税の税率 | 市町村民税の税率 |

市町村民税の税率データ	均等割の分納額	均等割1 市町村	均等割2 市町村	均等割3 市町村
市町村民税の税率 %				
均等割の分納額				
均等割1の金額				
均等割2の金額				

法人市町村民税は資本金1億円以下の法人では標準税率の7.0%から超過税率の8.4%のデータを入力します。

東京23区に事業所がある法人はデータを入力しないでください。

法人市町村民税の税率データは%で入力します。

法人市町村民税は令和元年10月1日以後に開始する事業年度(令和2年9月30日決算)から変更されます。

法人市町村民税の税率は市町村によって違いますので手引きを等より直接入力します。

均等割額は資本金額・出資金額や従業員数(50人を超える法人)によって違いますので、手引きを等より税率と均等割額を直接入力してください。

O K キャンセル

★ 第二十号様式の入力フォーム

法人道府県民税の法人税割の「税率」「当期中間分」と均等割の「当期分」「当期中間分」を入力します。

法人市町村民税の申告書は、法人の市町村民税を計算します。

法人の法人税額より計算する「法人税割」と、事務所（事業所）があれば課税される「均等割」があります。

東京23区以外の法人（資本金1億円以下の法人）
法人市民税（法人税割）の標準税率から制限税率。

標準税率 法人税額 × 6.0%
制限税率 法人税額 × 8.4%

東京23区の法人（資本金1億円以下の法人）
法人市民税（法人税割）の標準税率または超過税率。

標準税率 法人税額 × 7.0%
超過税率 法人税額 × 10.4%
(法人税額が年1,000万円超の法人)

東京都の法人事業税は資本金1億円以下で年所得金額2000万円以下のため標準税率で計算しています。

(3.50% 5.00% 7.30%)

都民税は1億円以下で年法人税額1000万円以下のため標準税率の7.0%で計算しています。

■ 法人地方税の所得金額と法人税額データの入力

所得金額・法人税割・従業員数のデータ

所得金額のデータ | 法人税額のデータ | 事務所と事業所・従業員数 | 指定都市の均等割額 |

所得金額(法人税の明細書(別表4)の(34))

加算	損金算入の所得税額	
減算	損金算入の海外投資等損失準備金勘定繰入額	
減算	損金算入の技術等海外取引の特別控除額	
減算	益金算入の海外投資等損失準備金勘定戻入額	
減算	外国事業の所得以外に課された外国法人税額	
減算	前5年以内の繰越欠損金額・災害損失金額又は私財提供等があった場合の欠損金額の当期控除額	
所得金額累計計		0
所得金額(法人税の明細書(別表4)の(47))		0

法人税の確定申告書からデータを転記します。

O K キャンセル

所得金額・法人税割・従業員数のデータ

所得金額のデータ | 法人税額のデータ | 事務所と事業所・従業員数 | 指定都市の均等割額 |

(使途確認金返額等)

法人税法の規定によって計算した法人税額	0
試験研究費の増加の場合の法人税額の特別控除額	
みなし配当の25%相当額の控除額	
還付法人税額等の控除額	
退職年金等預立金に係る法人税額	
課税標準となる法人税額	0
東京都 特別区分の課税標準額(千円単位)	
東京都 市町村分の課税標準額(千円単位)	

東京都の特別区内に事業所等を有する場合は、都民税としての申告します。課税標準となる法人税額を転記してください。

法人税の確定申告書からデータを転記します。

O K キャンセル

■ 欠損金額等及び災害損失金の控除明細書

欠損金額等の控除明細書

欠損金額等の控除明細書 | 災害により生じた損失の額

事業年度	控除未済欠損金	当期控除額	翌期繰越額
		0	0
		0	0
		0	0
		0	0
		0	0
		0	0
		0	0
		0	0
		0	0
		0	0
合計	0	0	0

年月日データR03.12.31のように入力します。

平成20年4月1日以後に終了した事業年度の欠損金から9年間繰越して控除できます。

平成30年4月1日以後に開始する事業年度の欠損金から10年間繰越して控除できます。

OK

キャンセル

★ 第 6 号様式別表 9
欠損金額等及び災害損失金の控除明細書

過去 9 年以内に繰越控除を受けることができる欠損金額がある場合に使用します。

「控除未済欠損金」は過去 10 年以内に繰越控除を受けなかった欠損金額です。（前期の翌期繰越額）

「当期控除額」は当期の所得金額の範囲内で控除できる金額です。

★ 第 6 号様式別表 4 の 3 均等割額の計算に関する明細書（東京都）
東京特別区（23 区）に事務所、事業所等を有する法人が申告書を提出する場合に使用します。

★ 第 10 号様式 課税標準の分割に関する明細書（都道府県民税・事業税）
都道府県民税・事業税・特別法人事業税の分割法人の場合に使用します。課税標準額の無い法人も必要です。

■ 「表示」メニューと表示と印刷用ワークシート

■ 「法人税申告書」の表示と印刷用メニュー 法人税申告書の別表1から別表16と適用額明細書

法人税確定申告書

法人税申告書 別表1から別表16 | 法人税申告書 特別控除の明細書 | 地方税申告書 第6号から第22号 | 納付税額の計算表・納付書

法人税確定申告書 表示データの選択

別表一	各事業年度の所得に係る申告書一内国法人の分 (三枚中一枚目)
別表一次葉一	各事業年度の所得に係る申告書一内国法人の分 (三枚中二枚目)
別表一次葉二	各事業年度の所得に係る申告書一内国法人の分 (三枚中三枚目)
別表二	同族会社等の判定に関する明細書
別表三(一)	特定同族会社の留保金額に対する税額の計算に関する明細書
別表三(一) 付表	特定同族会社の留保金額から控除する留保控除額の計算に関する明細書
別表四	所得の金額の計算に関する明細書(簡易様式)
別表五(一)	利益積立金額及び資本金等の額の計算に関する明細書
別表五(二)	租税公課の納付状況等に関する明細書
別表六(一)	所得税額の控除に関する明細書
別表六(二)	内国法人の外国税額の控除に関する明細書
別表七(一)	欠損金の損金算入等に関する明細書
別表八(一)	受取配当等の益金不算入に関する明細書
別表八(二)	外国子会社から受ける配当等の益金不算入に関する明細書
別表十一(一)	個別評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書
別表十一(一)の二	一括評価金銭債権に係る貸倒引当金の損金算入に関する明細書
別表十四(二)	寄付金の損金算入に関する明細書
別表十五	交際費等の損金算入に関する明細書
別表十六(一)	旧定額法又は定額法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書
別表十六(二)	旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書
別表十六(四)	旧国外リース期間定額法若しくは旧リース期間定額法又はリース期間定額法による償却額の計算に関する明細書
別表十六(六)	繰延資産の償却額の計算に関する明細書
別表十六(七)	少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例に関する明細書
別表十六(八)	一括償却資産の損金算入に関する明細書
別表十六(十)	資産に係る控除対象外消費税額等の損金算入に関する明細書
適用額明細書	租税特別措置法の条項と適用額の明細書
OCR(PDF)法人税申告書 別表一	各事業年度の所得に係る申告書一内国法人の分 (三枚中一枚目)
OCR(PDF)法人税申告書 別表一次葉一	各事業年度の所得に係る申告書一内国法人の分 (三枚中二枚目)
OCR(PDF)適用額明細書 適用額明細書	租税特別措置法の条項と適用額の明細書

O K キャンセル

■ 「法人税申告書」の表示と印刷用メニュー 租税特別措置法による法人税の税額控除の明細書

法人税確定申告書

法人税申告書 別表1から別表16 | 法人税申告書 特別控除の明細書 | 地方税申告書 第6号から第22号 | 納付税額の計算表・納付書

法人税確定申告書 表示データの選択

別表一	各事業年度の所得に係る申告書一内国法人の分 (三枚中一枚目)	白色
別表一次葉一	各事業年度の所得に係る申告書一内国法人の分 (三枚中二枚目)	白色
別表一次葉二	各事業年度の所得に係る申告書一内国法人の分 (三枚中三枚目)	白色
別表一の一次葉	各事業年度の所得に係る申告書一外国法人の分 (三枚中一枚目)	白色
別表一の二次葉	各事業年度の所得に係る申告書一外国法人の分 (三枚中二枚目)	白色
別表一の三次葉	各事業年度の所得に係る申告書一外国法人の分 (三枚中三枚目)	白色
別表六(二)	内国法人の外国税額の控除に関する明細書	
別表六(二)の二	当期の控除対象外国法人税額に関する明細書	
別表六(三)	外国税額の繰越控除余額又は繰越控除限度超過額の計算に関する明細書	
別表六(六)	法人税の額から控除される特別控除額に関する明細書	
別表六(六) 付表	前期繰越分に係る当期税額控除可能額及び調整前法人税額超過構成額に関する明細書	
別表六(七)	特定税額控除規定及び産業競争力基盤強化商品生産用資産を取得した場合の法人税額	
別表六(九)	一般試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書	
別表六(十)	中小企業者等の試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書	
別表六(十一)	試験研究を行った場合の法人税額の特別控除における比較試験研究費の額及び平均売	
別表六(十二)	特別試験研究費の額に係る法人税額の特別控除に関する明細書	
別表六(十三)	欠損金増加合計額に係る法人税額相当額の計算に関する明細書	
別表六(十五)	中小企業者等が機械等を取得した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	
別表六(二十四)	給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書	
別表六(二十四) 付表一	給与等支給額、比較教育訓練費の額及び翌期繰越税額控除限度超過額の計算	
別表六(二十四) 付表二	給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除における雇員者給与等	

法人税額の特別控除の明細書と特別償却の付表は、入力フォームからのデータの入力できません。明細書と付表のシートに移動して「シート編集」ボタンから直接データを入力してください。

法人税額の特別控除の明細書は、国税庁ホームページの様式変更によりバージョンアップで対応することがあります。法人税額の特別控除の明細書の様式変更に対応した適用額明細書の租税特別措置法の条項と区分番号についてはバージョンアップで対応することがあります。

O K キャンセル

※ 法人税額の特別控除の明細書はバージョンアップで対応することがあります。

※ 適用額明細書は、国税庁ホームページで法人税額の特別控除の区分番号と租税特別措置法の条項が公開されてからバージョンアップで対応することがあります。

○別表一・次葉一（三枚中二枚目）

様式 D		NTAQH0114010010		事業年度		法人名	別表
事業年度	外国親族の寄付金	60	616	事業年度	・ ・ ・	法人名	別表
	中国 納付金	61	617		・ ・ ・	法人名	別表
	計	62	618		・ ・ ・	法人名	別表
	確定特別寄付法人税額	63	619		・ ・ ・	法人名	別表
	寄付金総額	64	620		・ ・ ・	法人名	別表
	大株主の株主に係る寄付金	65	621		・ ・ ・	法人名	別表
	中国地方より支払済となる 中国地方の法人税額	66	622		・ ・ ・	法人名	別表
	中国地方の法人税額	67	623		・ ・ ・	法人名	別表
	中国地方の法人税額	68	624		・ ・ ・	法人名	別表
	中国地方の法人税額	69	625		・ ・ ・	法人名	別表
事業年度	中国地方の法人税額	70	626	事業年度	・ ・ ・	法人名	別表
	中国地方の法人税額	71	627		・ ・ ・	法人名	別表
	中国地方の法人税額	72	628		・ ・ ・	法人名	別表
	中国地方の法人税額	73	629		・ ・ ・	法人名	別表
	中国地方の法人税額	74	630		・ ・ ・	法人名	別表
	中国地方の法人税額	75	631		・ ・ ・	法人名	別表
	中国地方の法人税額	76	632		・ ・ ・	法人名	別表
	中国地方の法人税額	77	633		・ ・ ・	法人名	別表
	中国地方の法人税額	78	634		・ ・ ・	法人名	別表
	中国地方の法人税額	79	635		・ ・ ・	法人名	別表
事業年度	中国地方の法人税額	80	636	事業年度	・ ・ ・	法人名	別表
	中国地方の法人税額	81	637		・ ・ ・	法人名	別表
	中国地方の法人税額	82	638		・ ・ ・	法人名	別表
	中国地方の法人税額	83	639		・ ・ ・	法人名	別表
	中国地方の法人税額	84	640		・ ・ ・	法人名	別表
	中国地方の法人税額	85	641		・ ・ ・	法人名	別表
	中国地方の法人税額	86	642		・ ・ ・	法人名	別表
	中国地方の法人税額	87	643		・ ・ ・	法人名	別表
	中国地方の法人税額	88	644		・ ・ ・	法人名	別表
	中国地方の法人税額	89	645		・ ・ ・	法人名	別表
事業年度	中国地方の法人税額	90	646	事業年度	・ ・ ・	法人名	別表
	中国地方の法人税額	91	647		・ ・ ・	法人名	別表
	中国地方の法人税額	92	648		・ ・ ・	法人名	別表
	中国地方の法人税額	93	649		・ ・ ・	法人名	別表
	中国地方の法人税額	94	650		・ ・ ・	法人名	別表
	中国地方の法人税額	95	651		・ ・ ・	法人名	別表
	中国地方の法人税額	96	652		・ ・ ・	法人名	別表
	中国地方の法人税額	97	653		・ ・ ・	法人名	別表
	中国地方の法人税額	98	654		・ ・ ・	法人名	別表
	中国地方の法人税額	99	655		・ ・ ・	法人名	別表
事業年度	中国地方の法人税額	100	656	事業年度	・ ・ ・	法人名	別表
	中国地方の法人税額	101	657		・ ・ ・	法人名	別表
	中国地方の法人税額	102	658		・ ・ ・	法人名	別表
	中国地方の法人税額	103	659		・ ・ ・	法人名	別表
	中国地方の法人税額	104	660		・ ・ ・	法人名	別表
	中国地方の法人税額	105	661		・ ・ ・	法人名	別表
	中国地方の法人税額	106	662		・ ・ ・	法人名	別表
	中国地方の法人税額	107	663		・ ・ ・	法人名	別表
	中国地方の法人税額	108	664		・ ・ ・	法人名	別表
	中国地方の法人税額	109	665		・ ・ ・	法人名	別表
事業年度	中国地方の法人税額	110	666	事業年度	・ ・ ・	法人名	別表
	中国地方の法人税額	111	667		・ ・ ・	法人名	別表
	中国地方の法人税額	112	668		・ ・ ・	法人名	別表
	中国地方の法人税額	113	669		・ ・ ・	法人名	別表
	中国地方の法人税額	114	670				

別表一次葉二へ続きます

○別表二 同族会社等の判定に関する明細書

 様式 1-D NTAG0A201010050				別表二									
同 族 会 社 の 判 定 に 関 す る 明 細 書				事業年度		法人名		別表二		合八、四、			
										以後終了事業年度分			
同族会社の判定	期末現在の発行済株式の総数又は出資の総数			1	600	特 定 同 族 会 社 の 判 定	(21)の上位1順位の株式数又は出資の金額			11	610	%	
	(19)と(21)の上位3順位の株式数又は出資の金額			2	603		株式数等による判定 (11)			12	605		
	株式数等による判定 (2) (1)			3	601		(22)の上位1順位の議決権の数			13	611		
	期末現在の議決権の総数			4	604		議決権の数による判定 (13) (4)			14	606		
	(20)と(22)の上位3順位の議決権の数			5	608		(21)の社員の1人及びその同族関係者の合計人数のうち最も多い数			15	605		
	議決権の数による判定 (3) (1)			6	602		社員の数による判定 (15) (7)			16	607		
	期末現在の社員の総数			7	608		定員数(定数の判定割合は100、100より多いのも最も多い数)			17	611		
	社員の3人以下及びこれらの同族関係者の合計人数のうち最も多い数			8	609		判定結果						
	社員の数による判定 (9) (7)			9	603		1:特定同族会社 2:同族会社 3:非同族会社			18	607		
	同族会社の判定割合 (30、40又は90のうち最も高い割合)			10	604								
判定基準となる株主等の株式数等との明細													
判定基準となる株主(社員)及び同族関係者				判定基準となる株主等との親続関係		株式数又は出資の金額等		株式数又は出資の金額等		その他の議決権等			
株式数	議決権	住所又は所在地	氏名又は法人名	判定基準となる株主等との親続関係	株式数又は出資の金額等	議決権の数	議決権の数	議決権の数	議決権の数	議決権の数	議決権の数		
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12		
612	624	609	621	本人	647	19	606	671	605	610	608		
613	625	610	622	636	648	19	607	672	606	611	609		
614	626	611	623	637	649	608	608	673	607	612	610		
615	627	612	624	638	650	609	609	674	608	613	611		
616	628	613	625	639	651	610	610	675	609	614	612		
617	629	614	626	640	652	611	611	676	610	615	613		
618	630	615	627	641	653	612	612	677	611	616	614		
619	631	616	628	642	654	613	613	678	612	617	615		
620	632	617	629	643	655	614	614	679	613	618	616		
621	633	618	630	644	656	615	615	680	614	619	617		
622	634	619	631	645	657	616	616	681	615	620	618		
623	635	620	632	646	658	617	617	682	616	621	619		

第 1 項規定事項となる親族等との続柄) については、以下のなかから選択し、数字を記載してください。
本人: 01、配偶者: 02、父: 03、母: 04、義父: 05、義母: 06、長男: 07、次男: 08、三男: 09、長女: 10、次女: 11、三女: 12、

〇別表四 所得の金額の計算に関する明細（簡易様式）

別表四（簡易様式）

合八・四・一以後終了事業年度分

NTA20H41002000

所得の金額の計算に関する明細書（簡易様式）

事業年度

法人名

区	分	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫	⑬	⑭	⑮	⑯	⑰	⑱	⑲	⑳	㉑	㉒	㉓	㉔	㉕	㉖	㉗	㉘	㉙	㉚	㉛	㉜	㉝	㉞	㉟	㊱	㊲	㊳	㊴	㊵	㊶	㊷	㊸	㊹	㊺	㊻	㊼	㊽	㊾	㊿																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
加	当期利益又は当期欠損の額	1	601	602	603	604	605	606	607	608	609	610	611	612	613	614	615	616	617	618	619	620	621	622	623	624	625	626	627	628	629	630	631	632	633	634	635	636	637	638	639	640	641	642	643	644	645	646	647	648	649	650	651	652	653	654	655	656	657	658	659	660	661	662	663	664	665	666	667	668	669	670	671	672	673	674	675	676	677	678	679	680	681	682	683	684	685	686	687	688	689	690	691	692	693	694	695	696	697	698	699	700	701	702	703	704	705	706	707	708	709	710	711	712	713	714	715	716	717	718	719	720	721	722	723	724	725	726	727	728	729	730	731	732	733	734	735	736	737	738	739	740	741	742	743	744	745	746	747	748	749	750	751	752	753	754	755	756	757	758	759	760	761	762	763	764	765	766	767	768	769	770	771	772	773	774	775	776	777	778	779	780	781	782	783	784	785	786	787	788	789	790	791	792	793	794	795	796	797	798	799	800	801	802	803	804	805	806	807	808	809	810	811	812	813	814	815	816	817	818	819	820	821	822	823	824	825	826	827	828	829	830	831	832	833	834	835	836	837	838	839	840	841	842	843	844	845	846	847	848	849	850	851	852	853	854	855	856	857	858	859	860	861	862	863	864	865	866	867	868	869	870	871	872	873	874	875	876	877	878	879	880	881	882	883	884	885	886	887	888	889	890	891	892	893	894	895	896	897	898	899	900	901	902	903	904	905	906	907	908	909	910	911	912	913	914	915	916	917	918	919	920	921	922	923	924	925	926	927	928	929	930	931	932	933	934	935	936	937	938	939	940	941	942	943	944	945	946	947	948	949	950	951	952	953	954	955	956	957	958	959	960	961	962	963	964	965	966	967	968	969	970	971	972	973	974	975	976	977	978	979	980	981	982	983	984	985	986	987	988	989	990	991	992	993	994	995	996	997	998	999	1000	1001	1002	1003	1004	1005	1006	1007	1008	1009	1010	1011	1012	1013	1014	1015	1016	1017	1018	1019	1020	1021	1022	1023	1024	1025	1026	1027	1028	1029	1030	1031	1032	1033	1034	1035	1036	1037	1038	1039	1040	1041	1042	1043	1044	1045	1046	1047	1048	1049	1050	1051	1052	1053	1054	1055	1056	1057	1058	1059	1060	1061	1062	1063	1064	1065	1066	1067	1068	1069	1070	1071	1072	1073	1074	1075	1076	1077	1078	1079	1080	1081	1082	1083	1084	1085	1086	1087	1088	1089	1090	1091	1092	1093	1094	1095	1096	1097	1098	1099	1100	1101	1102	1103	1104	1105	1106	1107	1108	1109	1110	1111	1112	1113	1114	1115	1116	1117	1118	1119	1120	1121	1122	1123	1124	1125	1126	1127	1128	1129	1130	1131	1132	1133	1134	1135	1136	1137	1138	1139	1140	1141	1142	1143	1144	1145	1146	1147	1148	1149	1150	1151	1152	1153	1154	1155	1156	1157	1158	1159	1160	1161	1162	1163	1164	1165	1166	1167	1168	1169	1170	1171	1172	1173	1174	1175	1176	1177	1178	1179	1180	1181	1182	1183	1184	1185	1186	1187	1188	1189	1190	1191	1192	1193	1194	1195	1196	1197	1198	1199	1200	1201	1202	1203	1204	1205	1206	1207	1208	1209	1210	1211	1212	1213	1214	1215	1216	1217	1218	1219	1220	1221	1222	1223	1224	1225	1226	1227	1228	1229	1230	1231	1232	1233	1234	1235	1236	1237	1238	1239	1240	1241	1242	1243	1244	1245	1246	1247	1248	1249	1250	1251	1252	1253	1254	1255	1256	1257	1258	1259	1260	1261	1262	1263	1264	1265	1266	1267	1268	1269	1270	1271	1272	1273	1274	1275	1276	1277	1278	1279	1280	1281	1282	1283	1284	1285	1286	1287	1288	1289	1290	1291	1292	1293	1294	1295	1296	1297	1298	1299	1300	1301	1302	1303	1304	1305	1306	1307	1308	1309	1310	1311	1312	1313	1314	1315	1316	1317	1318	1319	1320	1321	1322	1323	1324	1325	1326	1327	1328	1329	1330	1331	1332	1333	1334	1335	1336	1337	1338	1339	1340	1341	1342	1343	1344	1345	1346	1347	1348	1349	1350	1351	1352	1353	1354	1355	1356	1357	1358	1359	1360	1361	1362	1363	1364	1365	1366	1367	1368	1369	1370	1371	1372	1373	1374	1375	1376	1377	1378	1379	1380	1381	1382	1383	1384	1385	1386	1387	1388	1389	1390	1391	1392	1393	1394	1395	1396	1397	1398	1399	1400	1401	1402	1403	1404	1405	1406	1407	1408	1409	1410	1411	1412	1413	1414	1415	1416	1417	1418	1419	1420	1421	1422	1423	1424	1425	1426	1427	1428	1429	1430	1431	1432	1433	1434	1435	1436	1437	1438	1439	1440	1441	1442	1443	1444	1445	1446	1447	1448	1449	1450	1451	1452	1453	1454	1455	1456	1457	1458	1459	1460	1461	1462	1463	1464	1465	1466	1467	1468	1469	1470	1471	1472	1473	1474	1475	1476	1477	1478	1479	1480	1481	1482	1483	1484	1485	1486	1487	1488	1489	1490	1491	1492	1493	1494	1495	1496	1497	1498	1499	1500	1501	1502	1503	1504	1505	1506	1507	1508	1509	1510	1511	1512	1513	1514	1515	1516	1517	1518	1519	1520	1521	1522	1523	1524	1525	1526	1527	1528	1529	1530	1531	1532	1533	1534	1535	1536	1537	1538	1539	1540	1541	1542	1543	1544	1545	1546	1547	1548	1549	1550	1551	1552	1553	1554	1555	1556	1557	1558	1559	1560	1561	1562	1563	1564	1565	1566	1567	1568	1569	1570	1571	1572	1573	1574	1575	1576	1577	1578	1579	1580	1581	1582	1583	1584	1585	1586	1587	1588	1589	1590	1591	1592	1593	1594	1595	1596	1597	1598	1599	1600	1601	1602	1603	1604	1605	1606	1607	1608	1609	1610	1611	1612	1613	1614	1615	1616	1617	1618	1619	1620	1621	1622	1623	1624	1625	1626	1627	1628	1629	1630	1631	1632	1633	1634	1635	1636	1637	1638	1639	1640	1641	1642	1643	1644	1645	1646	1647	1648	1649	1650	1651	1652	1653	1654	1655	1656	1657	1658	1659	1660	1661	1662	1663	1664	1665	1666	1667	1668	1669	1670	1671	1672	1673	1674	1675	1676	1677	1678	1679	1680	1681	1682	1683	1684	1685	1686	1687	1688	1689	1690	1691	1692	1693	1694	1695	1696	1697	1698	1699	1700	1701	1702	1703	1704	1705	1706	1707	1708	1709	1710	1711	1712	1713	1714	1715	1716	1717	1718	1719	1720	1721	1722	1723	1724	1725	1726	1727	1728	1729	1730	1731	1732	1733	1734	1735	1736	1737	1738	1739	1740	1741	1742	1743	1744	1745	1746	1747	1748	1749	1750	1751	1752	1753	1754	1755	1756	1757	1758	1759	1760	1761	1762	1763	1764	1765	1766	1767	1768	1769	1770	1771	1772	1773	1774	1775	1776	1777	1778	1779	1780	1781	1782	1783	1784	1785	1786	1787	1788	1789	1790	1791	1792	1793	1794	1795	1796	1797	1798	1799	1800	1801	1802	1803	1804	1805	1806	1807	1808	1809	1810	1811	1812	1813	1814	1815	1816	1817	1818	1819	1820	1821	1822	1823	1824	1825	1826	1827	1828	1829	1830	1831	1832	1833	1834	1835	1836	1837	1838	1839	1840	1841	1842	1843	1844	1845	1846	1847	1848	1849	1850	1851	1852	1853	1854	1855	1856	1857	1858	1859	1860	1861	1862	1863	1864	1865	1866	1867	1868	1869	1870	1871	1872	1873	1874	1875	1876	1877	1878	1879	1880	1881	1882	1883	1884	1885	1886	1887	1888	1889	1890	1891	1892	1893	1894	1895	1896	1897	1898	1899	1900	1901	1902	1903	1904	1905	1906	1907	1908	1909	1910	1911	1912	1913	1914	1915	1916	1917	1918	1919	1920	1921	1922	1923	1924	1925	1926	1927	1928	1929	1930	1931	1932	1933	1934	1935	1936	1937	1938	1939	1940	1941	1942	1943	1944	1945	1946	1947	1948	1949	1950	1951	1952	1953	1

〇別表六（一） 所得税額の控除の控除に関する明細書

様式ID
NTA0H0016010060

所得税額の控除に関する明細書

事業年度
・ ・ ・
法人名

別表六(一)
令八・四・一以後終了事業年度分

区分	収入金額			控除を受ける所得税額		
	① (円)	② (円)	③ (円)			
公債及び国債の利子、合同運用信託、公社債投資信託及び公社債等運用投資信託(特定公社債等運用投資信託を除く。)(収益の分配及び特定目的信託の収益に係る剰余金の分配)	1 601	607	613			
剰余金の分配(特定公社債等運用投資信託の収益に係る剰余金の分配)	2 602	608	614			
剰余金の分配(特定公社債等運用投資信託の収益に係る剰余金の分配)	3 603	609	615			
別引債の償還差益	4 604	610	616			
その他	5 605	611	617			
計	6 606	612	618			

別表六(一)
令八・四・一以後終了事業年度分

収入金額
7 (円)

所得税額
8 (円)

控除を受ける所得税額
9 (円)

控除を受ける所得税額
10 (円)

控除を受ける所得税額
11 (円)

控除を受ける所得税額
12 (円)

収入金額	所得税額	控除を受ける所得税額
13 (円)	14 (円)	15 (円)
16 (円)	17 (円)	18 (円)
19 (円)	20 (円)	21 (円)
22 (円)	23 (円)	24 (円)
25 (円)	26 (円)	27 (円)
28 (円)	29 (円)	30 (円)
31 (円)	32 (円)	33 (円)
34 (円)	35 (円)	36 (円)
37 (円)	38 (円)	39 (円)
40 (円)	41 (円)	42 (円)
43 (円)	44 (円)	45 (円)
46 (円)	47 (円)	48 (円)
49 (円)	50 (円)	51 (円)
52 (円)	53 (円)	54 (円)
55 (円)	56 (円)	57 (円)
58 (円)	59 (円)	60 (円)
61 (円)	62 (円)	63 (円)
64 (円)	65 (円)	66 (円)
67 (円)	68 (円)	69 (円)
70 (円)	71 (円)	72 (円)
73 (円)	74 (円)	75 (円)
76 (円)	77 (円)	78 (円)
79 (円)	80 (円)	81 (円)
82 (円)	83 (円)	84 (円)
85 (円)	86 (円)	87 (円)
88 (円)	89 (円)	90 (円)
91 (円)	92 (円)	93 (円)
94 (円)	95 (円)	96 (円)
97 (円)	98 (円)	99 (円)
100 (円)	101 (円)	102 (円)
103 (円)	104 (円)	105 (円)
106 (円)	107 (円)	108 (円)
109 (円)	110 (円)	111 (円)
112 (円)	113 (円)	114 (円)
115 (円)	116 (円)	117 (円)
118 (円)	119 (円)	120 (円)
121 (円)	122 (円)	123 (円)
124 (円)	125 (円)	126 (円)
127 (円)	128 (円)	129 (円)
130 (円)	131 (円)	132 (円)
133 (円)	134 (円)	135 (円)
136 (円)	137 (円)	138 (円)
139 (円)	140 (円)	141 (円)
142 (円)	143 (円)	144 (円)
145 (円)	146 (円)	147 (円)
148 (円)	149 (円)	150 (円)
151 (円)	152 (円)	153 (円)
154 (円)	155 (円)	156 (円)
157 (円)	158 (円)	159 (円)
160 (円)	161 (円)	162 (円)
163 (円)	164 (円)	165 (円)
166 (円)	167 (円)	168 (円)
169 (円)	170 (円)	171 (円)
172 (円)	173 (円)	174 (円)
175 (円)	176 (円)	177 (円)
178 (円)	179 (円)	180 (円)
181 (円)	182 (円)	183 (円)
184 (円)	185 (円)	186 (円)
187 (円)	188 (円)	189 (円)
190 (円)	191 (円)	192 (円)
193 (円)	194 (円)	195 (円)
196 (円)	197 (円)	198 (円)
199 (円)	200 (円)	201 (円)
202 (円)	203 (円)	204 (円)
205 (円)	206 (円)	207 (円)
208 (円)	209 (円)	210 (円)
211 (円)	212 (円)	213 (円)
214 (円)	215 (円)	216 (円)
217 (円)	218 (円)	219 (円)
220 (円)	221 (円)	222 (円)
223 (円)	224 (円)	225 (円)
226 (円)	227 (円)	228 (円)
229 (円)	230 (円)	231 (円)
232 (円)	233 (円)	234 (円)
235 (円)	236 (円)	237 (円)
238 (円)	239 (円)	240 (円)
241 (円)	242 (円)	243 (円)
244 (円)	245 (円)	246 (円)
247 (円)	248 (円)	249 (円)
250 (円)	251 (円)	252 (円)
253 (円)	254 (円)	255 (円)
256 (円)	257 (円)	258 (円)
259 (円)	260 (円)	261 (円)
262 (円)	263 (円)	264 (円)
265 (円)	266 (円)	267 (円)
268 (円)	269 (円)	270 (円)
271 (円)	272 (円)	273 (円)
274 (円)	275 (円)	276 (円)
277 (円)	278 (円)	279 (円)
280 (円)	281 (円)	282 (円)
283 (円)	284 (円)	285 (円)
286 (円)	287 (円)	288 (円)
289 (円)	290 (円)	291 (円)
292 (円)	293 (円)	294 (円)
295 (円)	296 (円)	297 (円)
298 (円)	299 (円)	300 (円)
301 (円)	302 (円)	303 (円)
304 (円)	305 (円)	306 (円)
307 (円)	308 (円)	309 (円)
310 (円)	311 (円)	312 (円)
313 (円)	314 (円)	315 (円)
316 (円)	317 (円)	318 (円)
319 (円)	320 (円)	321 (円)
322 (円)	323 (円)	324 (円)
325 (円)	326 (円)	327 (円)
328 (円)	329 (円)	330 (円)
331 (円)	332 (円)	333 (円)
334 (円)	335 (円)	336 (円)
337 (円)	338 (円)	339 (円)
340 (円)	341 (円)	342 (円)
343 (円)	344 (円)	345 (円)
346 (円)	347 (円)	348 (円)
349 (円)	350 (円)	351 (円)
352 (円)	353 (円)	354 (円)
355 (円)	356 (円)	357 (円)
358 (円)	359 (円)	360 (円)
361 (円)	362 (円)	363 (円)
364 (円)	365 (円)	366 (円)
367 (円)	368 (円)	369 (円)
370 (円)	371 (円)	372 (円)
373 (円)	374 (円)	375 (円)
376 (円)	377 (円)	378 (円)
379 (円)	380 (円)	381 (円)
382 (円)	383 (円)	384 (円)
385 (円)	386 (円)	387 (円)
388 (円)	389 (円)	390 (円)
391 (円)	392 (円)	393 (円)
394 (円)	395 (円)	396 (円)
397 (円)	398 (円)	399 (円)
400 (円)	401 (円)	402 (円)
403 (円)	404 (円)	405 (円)
406 (円)	407 (円)	408 (円)
409 (円)	409 (円)	410 (円)
412 (円)	411 (円)	412 (円)
415 (円)	413 (円)	414 (円)
418 (円)	415 (円)	416 (円)
421 (円)	417 (円)	418 (円)
424 (円)	419 (円)	420 (円)
427 (円)	421 (円)	422 (円)
430 (円)	423 (円)	424 (円)
433 (円)	425 (円)	426 (円)
436 (円)	427 (円)	428 (円)
439 (円)	429 (円)	430 (円)
442 (円)	431 (円)	432 (円)
445 (円)	433 (円)	434 (円)
448 (円)	435 (円)	436 (円)
451 (円)	437 (円)	438 (円)
454 (円)	439 (円)	440 (円)
457 (円)	441 (円)	442 (円)
460 (円)	443 (円)	444 (円)
463 (円)	445 (円)	446 (円)
466 (円)	447 (円)	448 (円)
469 (円)	449 (円)	450 (円)
472 (円)	451 (円)	452 (円)
475 (円)	453 (円)	454 (円)
478 (円)	455 (円)	456 (円)
481 (円)	457 (円)	458 (円)
484 (円)	459 (円)	460 (円)
487 (円)	461 (円)	462 (円)
490 (円)	463 (円)	464 (円)
493 (円)	465 (円)	466 (円)
496 (円)	467 (円)	468 (円)
499 (円)	469 (円)	470 (円)
502 (円)	471 (円)	472 (円)
505 (円)	473 (円)	474 (円)
508 (円)	475 (円)	476 (円)
511 (円)	477 (円)	478 (円)
514 (円)	479 (円)	480 (円)
517 (円)	481 (円)	482 (円)
520 (円)	483 (円)	484 (円)
523 (円)	485 (円)	486 (円)
526 (円)	487 (円)	488 (円)
529 (円)	489 (円)	490 (円)
532 (円)	491 (円)	492 (円)
535 (円)	493 (円)	494 (円)
538 (円)	495 (円)	496 (円)
541 (円)	497 (円)	498 (円)
544 (円)	499 (円)	500 (円)
547 (円)	501 (円)	502 (円)
550 (円)	503 (円)	504 (円)
553 (円)	505 (円)	506 (円)
556 (円)	507 (円)	508 (円)
559 (円)	509 (円)	510 (円)
562 (円)	511 (円)	512 (円)
565 (円)	513 (円)	514 (円)
568 (円)	515 (円)	516 (円)
571 (円)	517 (円)	518 (円)
574 (円)	519 (円)	520 (円)
577 (円)	521 (円)	522 (円)
580 (円)	523 (円)	524 (円)
583 (円)	525 (円)	526 (円)
586 (円)	527 (円)	528 (円)
589 (円)	529 (円)	530 (円)
592 (円)	531 (円)	532 (円)
595 (円)	533 (円)	534 (円)
598 (円)	535 (円)	536 (円)
601 (円)	537 (円)	538 (円)
604 (円)	539 (円)	540 (円)
607 (円)	541 (円)	542 (円)
610 (円)	543 (円)	544 (円)
613 (円)	545 (円)	546 (円)
616 (円)	547 (円)	548 (円)
619 (円)	549 (円)	550 (円)
622 (円)	551 (円)	552 (円)
625 (円)	553 (円)	554 (円)
628 (円)	555 (円)	556 (円)
631 (円)	557 (円)	558 (円)
634 (円)	559 (円)	560 (円)
637 (円)	561 (円)	562 (円)
640 (円)	563 (円)	564 (円)
643 (円)	565 (円)	566 (円)
646 (円)	567 (円)	568 (円)
649 (円)	569 (円)	570 (円)
652 (円)	571 (円)	572 (円)
655 (円)	573 (円)	574 (円)
658 (円)	575 (円)	576 (円)
661 (円)	577 (円)	578 (円)
664 (円)	579 (円)	580 (円)
667 (円)	581 (円)	582 (円)
670 (円)	583 (円)	584 (円)
673 (円)	585 (円)	586 (円)
676 (円)	587 (円)	588 (円)
679 (円)	589 (円)	590 (円)
682 (円)	591 (円)	592 (円)
685 (円)	593 (円)	594 (円)
688 (円)	595 (円)	596 (円)
691 (円)	597 (円)	598 (円)
694 (円)	599 (円)	600 (円)
697 (円)	601 (円)	602 (円)
700 (円)	603 (円)	604 (円)
703 (円)	605 (円)	606 (円)
706 (円)	607 (円)	608 (円)
709 (円)	609 (円)	610 (円)
712 (円)	611 (円)	612 (円)
715 (円)	613 (円)	614 (円)
718 (円)	615 (円)	616 (円)
721 (円)	617 (円)	618 (円)
724 (円)	619 (円)	620 (円)
727 (円)	621 (円)	622 (円)
730 (円)	623 (円)	624 (円)
733 (円)	625 (円)	626 (円)
736 (円)	627 (円)	628 (円)
739 (円)	629 (円)	630 (円)
742 (円)	631 (円)	632 (円)
745 (円)	633 (円)	634 (円)
748 (円)	635 (円)	636 (円)
751 (円)	637 (円)	638 (円)
754 (円)	639 (円)	640 (円)
757 (円)	641 (円)	642 (円)
760 (円)	643 (円)	644 (円)
763 (円)	645 (円)	646 (円)
766 (円)	647 (円)	648 (円)
769 (円)	649 (円)	650 (円)
772 (円)	651 (円)	652 (円)
775 (円)	653 (円)	654 (円)
778 (円)	655 (円)	656 (円)
781 (円)	657 (円)	658 (円)
784 (円)	659 (円)	660 (円)
787 (円)	661 (円)	662 (円)
790 (円)	663 (円)	664 (円)
793 (円)	665 (円)	666 (円)
796 (円)	667 (円)	668 (円)
799 (円)	669 (円)	670 (円)
802 (円)	671 (円)	672 (円)
805 (円)	673 (円)	674 (円)
808 (円)	675 (円)	676 (円)
811 (円)	677 (円)	678 (円)
814 (円)	679 (円)	680 (円)
817 (円)	681 (円)	682 (円)
820 (円)	683 (円)	684 (円)
823 (円)	685 (円)	686 (円)
826 (円)	687 (円)	688 (円)
829 (円)	689 (円)	690 (円)
832 (円)	691 (円)	692 (円)
835 (円)	693 (円)	694 (円)
838 (円)	695 (円)	696 (円)
841 (円)	697 (円)	698 (円)
844 (円)	699 (円)	700 (円)
847 (円)	701 (円)	702 (円)
850 (円)	703 (円)	704 (円)
853 (円)	705 (円)	706 (円)
856 (円)	707 (円)	708 (円)
859 (円)	709 (円)	710 (円)
862 (円)	711 (円)	712 (円)
865 (円)	713 (円)	714 (円)
868 (円)	715 (円)	716 (円)
871 (円)	717 (円)	718 (円)
874 (円)	719 (円)	720 (円)
877 (円)	721 (円)	722 (円)
880 (円)	723 (円)	724 (円)
883 (円)	725 (円)	726 (円)
886 (円)	727 (円)	728 (円)
889 (円)	729 (円)	730 (円)
892 (円)	731 (円)	732 (円)
895 (円)	733 (円)	734 (円)
898 (円)	735 (円)	736 (円)
901 (円)	737 (円)	738 (円)
904 (円)	739 (円)	740 (円)
907 (円)	741 (円)	742 (円)
910 (円)	743 (円)	744 (円)
913 (円)	745 (円)	746 (円)
916 (円)	747 (円)	748 (円)
919 (円)	749 (円)	750 (円)
922 (円)	751 (円)	752 (円)
925 (円)	753 (円)	754 (円)
928 (円)	755 (円)	756 (円)
931 (円)	757 (円)	758 (円)
934 (円)	759 (円)	760 (円)
937 (円)	761 (円)	762 (円)
940 (円)	763 (円)	764 (円)
943 (円)	765 (円)	766 (円)
946 (円)	767 (円)	768 (円)
949 (円)	769 (円)	770 (円)
952 (円)	771 (円)	772 (円)
955 (円)	773 (円)	774 (円)
958 (円)	775 (円)	776 (円)
961 (円)	777 (円)	778 (円)
964 (円)	779 (円)	780 (円)
967 (円)	781 (円)	782 (円)
970 (円)	783 (円)	784 (円)
973 (円)	785 (円)	786 (円)
976 (円)	787 (円)	788 (円)
979 (円)	789 (円)	790 (円)
982 (円)	791 (円)	792 (円)
985 (円)	793 (円)	794 (円)
988 (円)	795 (円)	796 (円)
991 (円)	797 (円)	798 (円)
994 (円)	799 (円)	800 (円)
997 (円)	801 (円)	802 (円)
1000 (円)	803 (円)	804 (円)
1003 (円)	805 (円)	806 (円)
1006 (円)	807 (円)	808 (円)
1009 (円)	809 (円)	810 (円)
1012 (円)	811 (円)	812 (円)
1015 (円)	813 (円)	814 (円)
1018 (円)	815 (円)	816 (円)
1021 (円)	817 (円)	818 (円)
1024 (円)	819 (円)	820 (円)
1027 (円)	821 (円)	822 (円)
1030 (円)	823 (円)	824 (円)
1033 (円)	825 (円)	826 (円)
1036 (円)	827 (円)	828 (円)
1039 (円)	829 (円)	830 (円)
1042 (円)	831 (円)	832 (円)
1045 (円)	833 (円)	834 (円)

〇別表十六（二） 旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

様式1D

NTA00E315010060

旧定率法又は定率法による減価償却資産の償却額の計算に関する明細書

事業年度

法人名

資産	種別	1	E01	E04	E07	E10	E13	E16	E19	E22	E25	E28	E31	E34	E37	E40	E43	E46	E49	E52	E55	E58	E61	E64	E67	E70	E73	E76	E79	E82	E85	E88	E91	E94	E97	E100
構築物	造	2	E02	E05	E08	E11	E14	E17	E20	E23	E26	E29	E32	E35	E38	E41	E44	E47	E50	E53	E56	E59	E62	E65	E68	E71	E74	E77	E80	E83	E86	E89	E92	E95	E98	E101
区画	目	3	E03	E06	E09	E12	E15	E18	E21	E24	E27	E30	E33	E36	E39	E42	E45	E48	E51	E54	E57	E60	E63	E66	E69	E72	E75	E78	E81	E84	E87	E90	E93	E96	E99	E102
分	事業の用に供した年月	4	E04	E07	E10	E13	E16	E19	E22	E25	E28	E31	E34	E37	E40	E43	E46	E49	E52	E55	E58	E61	E64	E67	E70	E73	E76	E79	E82	E85	E88	E91	E94	E97	E100	
取得価額又は製作価額	5	G01	G04	G07	G10	G13	G16	G19	G22	G25	G28	G31	G34	G37	G40	G43	G46	G49	G52	G55	G58	G61	G64	G67	G70	G73	G76	G79	G82	G85	G88	G91	G94	G97	G100	
償却額	6	G02	G05	G08	G11	G14	G17	G20	G23	G26	G29	G32	G35	G38	G41	G44	G47	G50	G53	G56	G59	G62	G65	G68	G71	G74	G77	G80	G83	G86	G89	G92	G95	G98	G101	
償却額	7	G03	G06	G09	G12	G15	G18	G21	G24	G27	G30	G33	G36	G39	G42	G45	G48	G51	G54	G57	G60	G63	G66	G69	G72	G75	G78	G81	G84	G87	G90	G93	G96	G99	G102	
償却額	8	G04	G07	G10	G13	G16	G19	G22	G25	G28	G31	G34	G37	G40	G43	G46	G49	G52	G55	G58	G61	G64	G67	G70	G73	G76	G79	G82	G85	G88	G91	G94	G97	G100		
償却額	9	G05	G08	G11	G14	G17	G20	G23	G26	G29	G32	G35	G38	G41	G44	G47	G50	G53	G56	G59	G62	G65	G68	G71	G74	G77	G80	G83	G86	G89	G92	G95	G98	G101		
償却額	10	G06	G09	G12	G15	G18	G21	G24	G27	G30	G33	G36	G39	G42	G45	G48	G51	G54	G57	G60	G63	G66	G69	G72	G75	G78	G81	G84	G87	G90	G93	G96	G99	G102		
償却額	11	G07	G10	G13	G16	G19	G22	G25	G28	G31	G34	G37	G40	G43	G46	G49	G52	G55	G58	G61	G64	G67	G70	G73	G76	G79	G82	G85	G88	G91	G94	G97	G100	G103		
償却額	12	G08	G11	G14	G17	G20	G23	G26	G29	G32	G35	G38	G41	G44	G47	G50	G53	G56	G59	G62	G65	G68	G71	G74	G77	G80	G83	G86	G89	G92	G95	G98	G101	G104		
償却額	13	G09	G12	G15	G18	G21	G24	G27	G30	G33	G36	G39	G42	G45	G48	G51	G54	G57	G60	G63	G66	G69	G72	G75	G78	G81	G84	G87	G90	G93	G96	G99	G102	G105		
償却額	14	G10	G13	G16	G19	G22	G25	G28	G31	G34	G37	G40	G43	G46	G49	G52	G55	G58	G61	G64	G67	G70	G73	G76	G79	G82	G85	G88	G91	G94	G97	G100	G103	G106		
償却額	15	G11	G14	G17	G20	G23	G26	G29	G32	G35	G38	G41	G44	G47	G50	G53	G56	G59	G62	G65	G68	G71	G74	G77	G80	G83	G86	G89	G92	G95	G98	G101	G104	G107		
償却額	16	G12	G15	G18	G21	G24	G27	G30	G33	G36	G39	G42	G45	G48	G51	G54	G57	G60	G63	G66	G69	G72	G75	G78	G81	G84	G87	G90	G93	G96	G99	G102	G105	G108		
償却額	17	G13	G16	G19	G22	G25	G28	G31	G34	G37	G40	G43	G46	G49	G52	G55	G58	G61	G64	G67	G70	G73	G76	G79	G82	G85	G88	G91	G94	G97	G100	G103	G106	G109		
償却額	18	G14	G17	G20	G23	G26	G29	G32	G35	G38	G41	G44	G47	G50	G53	G56	G59	G62	G65	G68	G71	G74	G77	G80	G83	G86	G89	G92	G95	G98	G101	G104	G107	G110		
償却額	19	G15	G18	G21	G24	G27	G30	G33	G36	G39	G42	G45	G48	G51	G54	G57	G60	G63	G66	G69	G72	G75	G78	G81	G84	G87	G90	G93	G96	G99	G102	G105	G108	G111		
償却額	20	G16	G19	G22	G25	G28	G31	G34	G37	G40	G43	G46	G49	G52	G55	G58	G61	G64	G67	G70	G73	G76	G79	G82	G85	G88	G91	G94	G97	G100	G103	G106	G109	G112		
償却額	21	G17	G20	G23	G26	G29	G32	G35	G38	G41	G44	G47	G50	G53	G56	G59	G62	G65	G68	G71	G74	G77	G80	G83	G86	G89	G92	G95	G98	G101	G104	G107	G110	G113		
償却額	22	G18	G21	G24	G27	G30	G33	G36	G39	G42	G45	G48	G51	G54	G57	G60	G63	G66	G69	G72	G75	G78	G81	G84	G87	G90	G93	G96	G99	G102	G105	G108	G111	G114		
償却額	23	G19	G22	G25	G28	G31	G34	G37	G40	G43	G46	G49	G52	G55	G58	G61	G64	G67	G70	G73	G76	G79	G82	G85	G88	G91	G94	G97	G100	G103	G106	G109	G112	G115		
償却額	24	G20	G23	G26	G29	G32	G35	G38	G41	G44	G47	G50	G53	G56	G59	G62	G65	G68	G71	G74	G77	G80	G83	G86	G89	G92	G95	G98	G101	G104	G107	G110	G113	G116		
償却額	25	G21	G24	G27	G30	G33	G36	G39	G42	G45	G48	G51	G54	G57	G60	G63	G66	G69	G72	G75	G78	G81	G84	G87	G90	G93	G96	G99	G102	G105	G108	G111	G114	G117		
償却額	26	G22	G25	G28	G31	G34	G37	G40	G43	G46	G49	G52	G55	G58	G61	G64	G67	G70	G73	G76	G79	G82	G85	G88	G91	G94	G97	G100	G103	G106	G109	G112	G115	G118		
償却額	27	G23	G26	G29	G32	G35	G38	G41	G44	G47	G50	G53	G56	G59	G62	G65	G68	G71	G74	G77	G80	G83	G86	G89	G92	G95	G98	G101	G104	G107	G110	G113	G116	G119		
償却額	28	G24	G27	G30	G33	G36	G39	G42	G45	G48	G51	G54	G57	G60	G63	G66	G69	G72	G75	G78	G81	G84	G87	G90	G93	G96	G99	G102	G105	G108	G111	G114	G117	G120		
償却額	29	G25	G28	G31	G34	G37	G40	G43	G46	G49	G52	G55	G58	G61	G64	G67	G70	G73	G76	G79	G82	G85	G88	G91	G94	G97	G100	G103	G106	G109	G112	G115	G118	G121		
償却額	30	G26	G29	G32	G35	G38	G41	G44	G47	G50	G53	G56	G59	G62	G65	G68	G71	G74	G77	G80	G83	G86	G89	G92	G95	G98	G101	G104	G107	G110	G113	G116	G119	G122		
償却額	31	G27	G30	G33	G36	G39	G42	G45	G48	G51	G54	G57	G60	G63	G66	G69	G72	G75	G78	G81	G84	G87	G90	G93	G96	G99	G102	G105	G108	G111	G114	G117	G120	G123		
償却額	32	G28	G31	G34	G37	G40	G43	G46	G49	G52	G55	G58	G61	G64	G67	G70	G73	G76	G79	G82	G85	G88	G91	G94	G97	G100	G103	G106	G109	G112	G115	G118	G121	G124		
償却額	33	G29	G32	G35	G38	G41	G44	G47	G50	G53	G56	G59	G62	G65	G68	G71	G74	G77	G80	G83	G86	G89	G92	G95	G98	G101	G104	G107	G110	G113	G116	G119	G122	G125		
償却額	34	G30	G33	G36	G39	G42	G45	G48	G51	G54	G57	G60	G63	G66	G69	G72	G75	G78	G81	G84	G87	G90	G93	G96	G99	G102	G105	G108	G111	G114	G117	G120	G123	G126		
償却額	35	G31	G34	G37	G40	G43	G46	G49	G52	G55	G58	G61	G64	G67	G70	G73	G76	G79	G82	G85	G88	G91	G94	G97	G100	G103	G106	G109	G112	G115	G118	G121	G124	G127		
償却額	36	G32	G35	G38	G41	G44	G47	G50	G53	G56	G59	G62	G65	G68	G71	G74	G77	G80	G83	G86	G89	G92	G95	G98	G101	G104	G107	G110	G113	G116	G119	G122	G125	G128		
償却額	37	G33	G36	G39	G42	G45	G48	G51	G54	G57	G60	G63	G66	G69	G72	G75	G78	G81	G84	G87	G90	G93	G96	G99	G102	G105	G108	G111	G114	G117	G120	G123	G126	G129		
償却額	38	G34	G37	G40	G43	G46	G49	G52	G55	G58	G61	G64	G67	G70	G73	G76	G79	G82	G85	G88	G91	G94	G97	G100	G103	G106	G109	G112	G115	G118	G121	G124	G127	G130		
償却額	39	G35	G38	G41	G44	G47	G50	G53	G56	G59	G62	G65	G68	G71	G74	G77	G80	G83	G86	G89	G92	G95	G98	G101	G104	G107	G110	G113	G116	G119	G122	G125	G128	G131		
償却額	40	G36	G39	G42	G45	G48	G51	G54	G57	G60	G63	G66	G69	G72	G75	G78	G81	G84	G87	G90	G93	G96	G99	G102	G105	G108	G111	G114	G117	G120	G123	G126	G129	G132		
償却額	41	G37	G40	G43	G46	G49	G52	G55	G58	G61	G64	G67	G70	G73	G76	G79	G82	G85	G88	G91	G94	G97	G100	G103	G106	G109	G112	G115	G118	G121	G124	G127	G130	G133		
償却額	42	G38	G41	G44	G47	G50	G53	G56	G59	G62	G65	G68	G71	G74	G77	G80	G83	G86	G89	G92	G95	G98	G101	G104	G107	G110	G113	G116	G119	G122	G125	G128	G131	G134		
償却額	43	G39	G42	G45	G48	G51	G54	G57	G60	G63	G66	G69	G72	G75	G78	G81	G84	G87	G90	G93	G96	G99	G102	G105	G108	G111	G114	G117	G120	G123	G126	G129	G132	G135		
償却額	44	G40	G43	G46	G49	G52	G55	G58	G61	G64	G67	G70	G73	G76	G79	G82	G85	G88	G91	G94	G97	G100	G103	G106	G109	G112	G115	G118	G121	G124	G127	G130	G133	G136		
償却額	45	G41	G44	G47	G50	G53	G56	G59	G62	G65	G68	G71	G74	G77	G80	G83	G86	G89	G92	G95	G98	G101	G104	G107	G110	G113	G116	G119	G122	G125	G128	G131	G134	G137		
償却額	46	G42	G45	G48	G51	G54	G57	G60	G63	G66	G69	G72	G75	G78	G81	G84	G87	G90	G93	G96	G99	G102	G105	G108	G111	G114	G117	G120	G123	G126	G129	G132	G135	G138		
償却額	47	G43	G46	G49	G52	G55	G58	G61	G64	G67	G70	G73	G76	G79	G82	G85	G88	G91	G94	G97	G100	G103	G106	G109	G112	G115	G118	G121	G124	G127	G130	G133	G136	G139		
償却額	48	G44	G47	G50	G53	G56	G59	G62	G65	G68	G71	G74	G77																							

■「法人地方税申告書」の表示と印刷用メニュー 法人都道府県民税・事業税・特別法人事業税・法人市町村民税

法人税確定申告書

法人税申告書 別表1から別表16

法人税申告書 特別控除の明細書

地方税申告書 第6号から第22号

納付税額の計算表・納付書

法人地方税申告書 表示データの選択

第六号様式

【分割無】

都道府県民税・事業税・特別法人事業税の申告書

【分割1】

都道府県民税・事業税・特別法人事業税の申告書

【分割2】

都道府県民税・事業税・特別法人事業税の申告書

第六号様式別表四の三

均等割額の計算に関する明細書(東京都)

第六号様式別表九

欠損金額等及び災害損失金の控除明細書

第十号様式

課税標準の分割に関する明細書(都道府県民税・事業税)

第二十号様式

【分割無】

市町村民税の確定申告書

【分割1】

市町村民税の確定申告書

【分割2】

市町村民税の確定申告書

【分割3】

市町村民税の確定申告書

第二十二号の二様式

課税標準の分割に関する明細書(市町村民税)

法人事業税・特別法人事業税の課税標準分割税額計算書

法人都道府県民税の課税標準分割税額計算書

法人市町村民税の課税標準分割税額計算書

事業税・特別法人事業税・地方法人特別税、法人都道府県民税、法人市町村民税の課税標準の分割計算がない場合は、第六号様式と第二十号様式は「分割無」を選択してください。

O K

キャンセル

○ 第六号様式 都道府県民税・事業税の申告書

[illegible]

○ 第六様式別表十四 基準法人所得割額及び
基準法人収入割額に関する計算書

法人名		印 記 簿 帳 簿 簿	監 査 号 字	第何頁	目 次 の 番 号	中 止 日 付
		印刷 事項				
		事 業 年 度	令和8年1月1日公認			
			令和8年12月31日主計			

基準法人所得割額及び基準法人収入割額に関する計算書

1. 基準法人所得割額の計算

情 要		所得割の課税標準	税率 100	基準法人所得割額
所得額	所得金額総額①			
	年400万円以下の金額②		3.500	
	年400万円を超え年800万円以下の金額③		5.300	
	年800万円を超える金額④		7.000	
	計②+③+④⑤			
	特減税率不適用法人の金額⑥		7.000	

2. 基準法人収入割額の計算

損 要				収 入 割 の 課 税 標 準	税率	基 準 法 人 収 入 割 額
収 入 割	収 入 金 額 総 額	⑦			20%	
収 入 割	収 入 金 額	⑧				

○ 第六十号様式 市町村民税の確定申告書

[illegible]

■ 納付税額計算書と法人税の領収済通知書、地方法人税の領収済証

納付税額計算書の法人の消費税額のデータは直接入力してください。

○ 納付税額計算書

納付税額計算表（確定申告）				事業年度	08.01.01 08.12.31	法人名	
事業年度の月数 12				申告税額	中間納付税額	納付税額	中間納付見込額
法人税	法人税額						
	所得税額等の還付金額						
	法人税額						
地方法人税額							
防衛特別法人税額							
小計							
法人事業税・都道府県民税	事業税額						
	特別法人事業税額						
	都道府県民税・法人税割額						
	都道府県民税・均等割額						
	小計						
法人市町村民税	市町村民税・法人税割額						
	市町村民税・均等割額						
	小計						
納付税額計							
消費税額							
納付税額合計							

○ 法人税の領収済通知書と地方税の領収済証

[illegible][illegible]

納税期日		法人の名称		領収証書	
		代表者の氏名			
住所		事業所		記入者	
年度 令和 年 月 日					
08					
事業年度 令和 年 月 日					
08 - 1 - 1 - 08 - 12 - 31					
課税区分					
正金 0.1					
法人税割額 0.1					
均等割額 0.2					
延滞金 0.3					
罰金 0.4					
(0) ~ (3)					
所得割額 0.5					
付加価値割額 0.6					
資本割額 0.7					
収入割額 0.8					
特別正金 0.9					
懲罰金 1.0					
(05-09)					
延滞金 1.1					
通達印料 1.2					
利息金 1.3					
手数料金 1.4					
重畳算金 1.5					
(10-15)					
合計額 1.6					
納期限 年 月 日					
領収書交付					
上記のとおり徴収しました。(納税者保留)					

日付(西暦二桁)													
納税者 氏名	法人市町村民税領収証書 (公)												
日	延	番	号	里				入				者	
年度	宗 組 理 事 項										法人番号		
08													
市 区 界 限 等 別	市 区 界 限 等 別												
08・1・1	08・12・31	市 区 界 限 等 別											
法人税割額	01												
均等割額	02												
延滞金	03												
督促手数料	04												
合 計 額	05											¥	
納 税 期	年		月		日								
上記の通り領収しました。							領 収 出 付 印						